

令和元年12月
大竹市議会定例会（第4回）議事日程

令和元年12月17日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記	
第 1		会議録署名議員の指名		
第 2	令和元年決議案第4号	議長不信任決議について		
第 3	認 第 5号	平成30年度大竹市一般会計決算	} 決 算 特 別 (認 定)	
第 4	認 第 6号	平成30年度大竹市国民健康保険特別会計決算		(認 定)
第 5	認 第 7号	平成30年度大竹市漁業集落排水特別会計決算		(認 定)
第 6	認 第 8号	平成30年度大竹市農業集落排水特別会計決算		(認 定)
第 7	認 第 9号	平成30年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算		(認 定)
第 8	認 第10号	平成30年度大竹市土地造成特別会計決算		(認 定)
第 9	認 第11号	平成30年度大竹市介護保険特別会計決算		(認 定)
第10	認 第12号	平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算		(認 定)
第11	議案第59号	大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について		} (原案可決) } 総 務 文 教 (原案可決)
第12	議案第60号	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理について		
第13	議案第61号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	(原案可決)	
第14	議案第62号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について	(原案可決)	
第15	議案第63号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	(原案可決)	
第16	議案第65号	広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について	(原案可決)	
第17	議案第68号	令和元年度大竹市一般会計補正予算（第3号）	(原案可決)	
第18	議案第58号	訴えの提起について	(原案可決)	
第19	議案第64号	大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について	(原案可決)	
第20	議案第66号	大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について	} 生 活 環 境 (原案可決)	
第21	議案第67号	大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定について		(原案可決)
第22	議案第69号	令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正		(原案可決)

- | | | |
|-----|--------------------------------------|--------|
| | 予算 (第1号) | |
| 第23 | 議案第70号 令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) | (原案可決) |
| 第24 | 議案第71号 大竹市印鑑条例の一部改正について | (原案可決) |
| 第25 | 閉会中の継続審査の申し出について | |
| 第26 | 常任委員会の閉会中の継続審査について | |
| 第27 | 議員派遣について | |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 令和元年決議案第4号 (説明・質疑・討論・表決)
- 日程第 3 認第5号から日程第10 認第12号 (報告・討論・表決)
- 日程第11 議案第59号から日程第17 議案第68号 (報告・討論・表決)
- 日程第18 議案第58号から日程第24 議案第71号 (報告・表決)
- 日程第25 閉会中の継続審査の申し出について (表決)
- 日程第26 常任委員会の閉会中の継続審査について (表決)
- 日程第27 議員派遣について (表決)

○出席議員 (16人)

- | | |
|----------|----------|
| 1番 細川雅子 | 2番 藤川和弘 |
| 3番 原田孝徳 | 4番 小中真樹雄 |
| 5番 中川智之 | 6番 小田上尚典 |
| 7番 賀屋幸治 | 8番 北地範久 |
| 9番 西村一啓 | 10番 和田芳弘 |
| 11番 網谷芳孝 | 12番 児玉朋也 |
| 13番 山崎年一 | 14番 日域 究 |
| 15番 寺岡公章 | 16番 山本孝三 |

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

- | | |
|-------------------|------|
| 市 長 | 入山欣郎 |
| 副 市 長 | 太田勲男 |
| 教 育 長 | 小西啓二 |
| 総 務 部 長 | 吉岡和範 |
| 市 民 生 活 部 長 | 三原尚美 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長 | 豊原 学 |
| 建 設 部 長 | 山本茂広 |
| 上 下 水 道 局 長 | 高津浩二 |
| 消 防 長 | 橋村哲也 |
| 総務課長併任選挙管理委員会事務局長 | 中村一誠 |
| 企 画 財 政 課 長 | 三上 健 |

監 理 課 長
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
総 務 学 事 課 長
監 査 委 員
監 査 事 務 局 長

中 曾 一 夫
野 島 等
真 鍋 和 聰
薬 師 寺 基 夫
敷 田 博 之

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

田 中 宏 幸
加 藤 豪

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程、令和元年決議案第4号、議案審査報告書、閉会中の継続審査の申し出について、議員派遣についてを配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 配付漏れなしと認めます。

これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において14番日域究議員、16番山本孝三議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 令和元年決議案第4号 議長不信任決議について

○議長（細川雅子） 日程第2、令和元年決議案第4号議長不信任決議についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、退出させていただき、議事の進行を副議長と交代いたします。

○副議長（寺岡公章） それでは提案者の提案理由の説明を求めます。

13番、山崎年一議員。

〔13番 山崎年一議員 登壇〕

○13番（山崎年一） ただいまから細川雅子議長不信任決議案の提案理由を述べます。

議長にとって最も重要な役割は、選挙によって選ばれた大竹市民の代表者によって構成される市議会を公平かつ円滑に運営することにあります。議会は住民代表の多様な議員で構成され、議案、その他の案件について質疑・討論・採決を行い、その本質は議員全員の徹底した議論にあると考えます。

その一方で、無秩序な発言を防ぐため地方自治法第104条は、議長は議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。と定めているところであります。

また、地方自治法第120条では普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならないと定めています。その地方自治法第120条を受けて、大竹市議会には大竹市議会会議規則が制定されております。

その会議規則第37条で、会議に付する事件は第141条（請願の委員会付託）に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。とあります。

12月4日の細川議長の議会運営は委員会付託を理由に、本会議場での議員の発言権・質疑権を剥奪しようとするもので、たびたびにわたっての発言妨害は言論の府としての議会の権威も品位もおとしめるものであります。

大竹市議会会議規則の定めは、会議において提出者の説明を聞き、質疑を受けて委員会付託としていることから、今回の細川議長の委員会付託を理由に、本会議での質疑を妨害する行為は、明らかに会議規則違反であります。私はいずれの質疑も、議長が質疑はありませんかと議員に諮った後に、議長と発言し、挙手、議長の指名を受けて質疑したもので、議員の質疑中に発言を妨害、また質疑後に議長が質疑を批判するなど、大竹市議会会議規則に明らかに違反をしております。

再三再四にわたる発言妨害は議会制民主主義を否定し、議会の形骸化させるものであります。また提案者が挙手し、発言を求めているにもかかわらず、議長は質疑ではあるがこの議案は生活環境委員会に付託するので答弁は要りませんと、答弁を制止しました。まさに二重三重の大竹市議会会議規則違反であります。

本会議場での質疑はどの議員にも平等に与えられた質問権であり、執行部の個別議案の提案の後、議長が質疑はありませんかと本会議場に諮るもので、私は挙手し質疑をする権利を行使したものであります。議員の質問権を制約する根拠にはなり得ません。

次に動議について申し上げます。

大竹市議会会議規則は動議成立に必要な賛成者の数として、第16条で動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができないと規定をしております。また大竹市議会会議規則第21条では、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができるかとされています。

12月4日の議事を振り返ってみます。

議長が私の質疑に対して、質疑妨害や提案者の答弁を制止したことに、先輩議員が発言を求め、議長の大竹市議会会議規則を無視した議事運営や、発言を妨害する、異常な議会運営を正しました。

議長の議事運営についての答弁がなかったことから、議場が混乱し、議員が休憩の動議を提案。議長は休憩を宣言しました。

休憩中、議長室で議長、副議長、会派代表と私は議事運営についてお話をしました。議長の議事運営に対する謝罪と、議案提案者の答弁制止を、取り消すよう申し出をしましたが、議長は私たちの提案を拒否し、本会議を再開。その後、議長不信任の動議を提案。賛同者を得て動議は成立をいたしました。議長は動議を日程に加えるか否かを議場に諮り、賛成、反対の討論を促し、討論・採決を経て議長は採決の後に動議を日程に追加することは否決されましたと宣言し、議事を強引に進めたものであります。

先ほどの大竹市議会会議規則第21条は、議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて議事日程の順序を変更し、となつていることから、会議規則に逸脱した運営が強行されたと判断をできます。

動議成立後、動議を日程に加えるか否かを討論を用いて諮ったこと、第21条の動議が成立したときは議長は討論を用いないで会議に諮るに違反し、討論採決をしたこと。また成立した動議を日程に加えるか否かを諮って、みずからの不信任動議を棚上げし、議長の席

に居座り続けてきょう現在に至っていること。これらは明らかに大竹市議会会議規則に違反していると申し上げるものでございます。

このような大竹市議会会議規則を無視した議会の運営は、議会を混乱させ議会の秩序を壊し、議長の責務とされている中立公正な職務遂行と、民主的かつ効率的な議会運営に違反するものと判断するものであります。

議会は住民を代表する議員が、案件について質疑、討論、採決し議会としての意思決定をする場であります。その意思決定には徹底した議論を行うことを原則としています。

12月4日の不信任動議成立後、5日が経過した12月9日、議会事務局に議長不信任動議の取り扱いについて相談をしたところ、事務局の見解は動議は生きているというものでした。提案者に動議の取り扱いの説明もなく、そのまま放置された事務局の姿勢も議会と議員を混乱させる一因となったものであります。

今回の議長不信任に至る経緯については、議会運営上の問題以外にも地域住民の陳情をする権利は疎外されている事実があります。憲法16条には国民の請願する権利を規定しています。大竹市議会会議規則には陳情者の処理として、第145条で陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適用するものは請願書の例により処理するとあります。また、大竹市議会会議規則第139条第3項では請願書の提出は平穏になされなければならないとしています。

谷和地区の大規模太陽光発電建設に反対する陳情書は飯谷地区と谷和地区住民の2通、いずれも自治会会長名で4月5日と9月6日に提出され、大竹市長と広島県知事はそれぞれ4月5日と9月6日に受理をされています。飯谷地区自治会の陳情は本年4月5日に市長に提出され、受理された後、議会に提出の予定でしたが、受理されず、陳情者は持ち帰りを余儀なくされています。その日のうちに広島県知事に提出され、こちらでは受理をされています。

一方、谷和地区の陳情書は9月6日に市長に提出され、陳情者は9月定例会の議会運営委員会に間に合うよう、同日その場で議会に提出をされました。*****。結果として、*****12月定例会まで先送りとなりました。住民の陳情が適切に処理されていないと考えます。議長や議会事務局の対応は地域住民の不安と不満を高めたというほかありません。

ことし8月に実施された大竹市議会議員選挙は無投票で、市民の政治に対する期待を大きく裏切る結果となりました。人口減少、高齢化が進む中で、地方の衰退が懸念されている現状において、地方議会の役割は重大であります。議会は自由活発な議論を通じて、最良の意思決定を目指すものであります。議会の全ての会派、議員を代表する立場である議長が議会の混乱を招いた責任は重大であり、不信任は当然であり、議長の職を辞すべきであります。加えて数々の大竹市議会会議規則違反について謝罪を求めます。

最後に私たち議員の勉強不足を率直に認めるとともに、議会事務局においても、議会と議員に保障されている権利や義務が正しく行使されるよう、議会事務局の役割を自覚されることをあわせて願い、提案理由といたします。

○副議長（寺岡公章） これより質疑に入ります。

通告を受けていますので、発言を許可します。

質疑はありますか。

9番、西村一啓議員。

○9番（西村一啓） ただいまの不信任案に対する質疑を3点ほどお尋ねをいたします。

1点目は、大竹市議会会議規則で質疑に際して事前に通告することになっていますが、通告をしていたのでしょうか。

2点目として、議長の運営のどこが公平性、忠実性に欠けていたか、具体的に指摘してほしい。私の記憶では9月議会に新人議員が同様の場面で質疑をして、議長は今回と同じように注意をして新人議員に運営への協力をお願いしている。もし今回、山崎議員に注意しなかったら、それこそ著しく不公平だと私は思います。提案者はどのように考えているのでしょうか。

3点目でございますが、1回目の質疑のときに、議長が注意した点について、どのように受けとめられたのでしょうか。注意を真摯に受けとめたなら、2回目の質疑はあり得ないと思われまふ。議長が答弁させなかったのは当然の采配と思われ、なぜ一回目の注意に従わなかったのか、その3点について質問をいたします。

○副議長（寺岡公章） 提案者いかがでしょうか。

13番、山崎議員。

○13番（山崎年一） ただいまの事前通告について、なされなかったというのが1点目にあつたかと思うんでありますが、私の聞き間違いであればまた改めて質疑をお願いします。

当日の議案につきましては、訴えの提起についての議案に対する私の質疑でありました。この訴えの提起についての提案説明の中で、加害者が車検を受けていなかったとか、当然のことではありますが、自動車損害賠償責任保険に入っていないかということについては、当日の提案説明の中で、初めて私は伺ったわけでありまして、そのことを原因として質疑をしたわけでありまふから、当然にして、事前通告を使用するすべもないわけでありまふ。

事前通告というのは、改めてこういう質問をしまふよということを事前通告といわれるんだと思いますが、当日突発的に出てきた事前説明についての、疑問を持って質疑をしたわけでありまふから、当然に事前通告ができないというのが実態でありまふ。

それから、事前通告の制度についてであります。これは全て事前通告をしなければならぬということになっておるわけではなくて、大竹市議会会議規則を読んでもらうとわかつて思いますが、事前通告を義務づけてはいますけれども、そのことが発言をできないということにはなっていない。事前通告をしなくても発言は受け付けるということになっておりますので、そのことは決して大竹市議会会議規則にも違反してないし、むしろそういったことで議員の発言を阻害しよう、あるいは制約しようということの考え方のほうが私は問題があると思ひまふ。

2点目の具体的にということについて、私が聞き漏らしたのかどうかもう一度質問を組み立てていただきたいんですが、私、理解ができませんでした。

それから1回目の質疑をしたときに議長から注意があつたということでありまふが、

先ほど私は壇上で説明をいたしました、大竹市議会会議規則には第37条で、会議に付する事件は会議において提案者との説明を聞き、議員の質疑あるときは、質疑の後、議長が所管の常任委員会または議会運営委員会に付託するということになっております。ですから本会議での質疑は当然のことと、議員としての権利であると考えておりますので、発言をいたしました。むしろそのことを発言を阻止された議長のほうに落ち度があるべきと私は考えておりますので、その質疑はそっくりお返しをいたしますから、議長にそういった質疑について伺われたらどうでしょうか。

先ほどの具体的にという部分について、もう一度質問をお願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 9番いかがですか。2番目の公平性が欠けていたとっていたあたりですけれども。

9番、西村議員。

○9番（西村一啓） 今言われましたが、私としては、本市の議会は委員会制度をしいています。そして今回の質疑の中には、一步も二歩も踏み込んでさらに多くの質問をすることは状況としては執行部の説明の内容が聞きにくい場合とか、あるいは簡易な数値について再度説明を求めることはできますが、踏み込んだ質問は本来は委員会制度をしいとる以上、その所掌の委員会で審議するものであって、山崎議員の質問の中には、先ほども申しましたように、年齢や、どこに住んどるとか、いろいろ言いましたけれども、本来はそれは委員会で質問する、そういう意味を含めて本市の議会の常任委員会をとっておるということで、常任委員会に付託されとる以上、常任委員会で全て発言、質問、質疑をしてもらいたかったという私の思いであります。以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 今のは再質疑ではないということによろしいですか。

13番何かありますか。

○13番（山崎年一） ただいまの西村議員の質問で、お話の中で、大体先ほどの1回目の質疑についての意見が整理できたかなと思いますので、御答弁といいたまいますか、お答えをしたいと思うんですが、本市の委員会制度ということをお否定するものではありません。当然に委員会に付託されるわけでありますから、委員会での質疑を深めるということは必要だと思います。

先ほどから何度かも言いますように、私たちは大竹市議会会議規則を制定しておるわけでありますから、大竹市議会会議規則にのっとった議会運営をするべきである。大竹市議会会議規則を乗り越えた取り決めに幾らしても、申し合わせをしてもそれは大竹市議会会議規則にのっとった申し合わせや取り決めでなければ、そのことは正当化されないというのが法の建前と言いましょうか、判断の基準だと思っております。

確かに、委員会に付託ということにはなっておりますが、精神はあくまでも第37条でいっております、提案者が本会議に提案し、そこで質疑をされた後に委員会に付託するというのが趣旨でありますから、むしろそのことに違反して議事進行がなされ、私はそのことを合理化するという考え方のほうが、理解できないと思うんであります。

そもそもこの委員会中心主義というのは、国会が委員会中心主義であります。国会は議院内閣制でありますから、内閣は法律の案をつくったらそのまんま委員会にすぐ付託をし

ます。そこでは本会議の上程はないんです。委員会でもんだ後で、結論が出たものを本会議に上げます。その本会議の委員長報告に対して、質疑、討論がなされ採決という形になります。

ですから国会の場合は確かに委員会中心主義であります。地方議会は本会議にまず議案は上げられるわけであり。その本会議場でまず質疑がなされた後に委員会へ付託をする。それはあくまでも本会議の予備機関としての委員会より、その議案についての中身を調査し、審議を深め、より、どう言いますか、正確な、と言いますか、議員としての考えをまとめて議案に対する議決の方向性が示される。それを本会議に戻して、質疑、討論がなされ、採決されるというのが順序であります。あくまでも委員会というのが本会議の附属機関だと私は考えておりますし、地方議会運営事典においてもどちらかと言えば、地方議会の自治体は本会議中心主義と委員会中心主義を併用したもので、どちらかと言えば本会議に先に提出されることから、本会議中心主義と言われるであろう。こういうふうに地方議会運営事典でも書かれております。

そういったことから、委員会を私は否定するものではありませんが、だからといって本会議場での質疑を封じるという運営の仕方は異常だと、こういうのが私の法に基づく判断であります。以上です。

○副議長（寺岡公章） よろしいですか。

他にも質疑の通告を受けておりますが、御発言いかがですか。

7番、賀屋幸治議員。

○7番（賀屋幸治） それでは私のほうからも、先ほどの山崎議員の提案理由、これまづ言っておきたいのはこの決議案の中で配付されております提案理由の中身と、壇上で述べられた中身が随分違っていると。違っているというのは趣旨という意味ではなしに、内容が随分この提案理由書、いただいておりますものとは全く容量が多いものを述べられておりますけども、その中でもまず私が聞きたいのは、12月4日の本会議で提案、上程後にこの質疑をされたわけですけれども、なぜ質疑をその場でされたのかという理由について、所掌の生活環境委員会に自分は所属していないので、委員外発言が難しいと、委員外発言ということも十分御理解いただいておりますと思うんですけども、その難しいという発言がありました。

先ほども大竹市議会会議規則の十分レクチャーもしていただきましたけれども、その第117条第2項に委員外議員の発言というのがあるんですけども、その委員会は委員外議員から発言の申し出があったときはその許否ですね、許すか許さないかを決めるとあります。

恐らく今までそういう委員外発言の申し出があれば認められたんだろうと思うんですけども、この委員外発言が難しいと、具体的に、何を、どのように、山崎議員は判断をされたのか。それと今まで御自身が過去に委員外発言を求めて、認められなかったということがあるのかどうなのか、そのあたりをまず1点聞きたいと思います。

それと2点目に、先ほど壇上でも、るる細川議長あるいは事務局長の対応について申し述べられておりましたけども、この提案理由の中、こちらのほうで配られておる中の後段のほうに細川議長就任後はもちろん、議会事務局長の運営対応にも問題があるとの記述が

あるわけでございますけれども、この記述の中で就任前にも問題があるととれるような表現ですよね、もちろんという言葉が。そうすると今までどういうところが問題があったのか、また、就任後はどういう問題があるのか、それを具体的に説明をいただきたいんですけども。先ほど壇上で理由の中で話をされたのが、それが当たるのかどうなのか、そのほかにもあるのかどうなのか、そのあたりを具体的なことがあれば説明いただきたいと思っております。

それと3点目ですけども、先ほど12月4日の質疑に入る前に議案の説明といたしますか、議会運営委員会、これは11月26日ですね、1週間前にあるわけですけども、その議会運営委員会において議案の概略の説明はあって、どういうものが議案に上がるんだということが既に示されたわけでございますので、そのことに対して、同じ会派の中で調整をどのようにされたのか。当然、議会運営委員会の中で委員会の付託というのは決められるわけなんで、その決められた中で御自身が生活環境委員でないということであれば、じゃあこの議案についてどういうふうに会派として、意見統一、意思統一がされたかどうか、その上でこの本会議場での議案提案のときの質疑に至ったのかどうなのか。会派の中での調整はどのようにされたのかというのをお聞きしたいと思います。

以上3点、お願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 13番、山崎議員。

○13番（山崎年一） 3点と言われたのですが、違っておればまた改めて質疑ください。

先ほどの冒頭にごさいました、提案理由の中には議会運営委員会に提案された提案理由の中身と、今回の本会議場での中身が著しく違うという表現をされたかと思っておりますが、私は決して違っていません。本会議場での提案理由をこの議会運営委員会に対する提案理由として全部まとめて書くということは、私がこの提案理由を本会議で読み上げましたのは、12分くらいかかったのではないかと思います。そういったことからすると、この原稿を全部提案理由として書いて出すということはなかなか難しい、不合理だと考えてまして、提案理由というのは、なぜこういう提案をするかという主立った理由を書くわけでありまして、そういったことについてはこの提案理由について具体的に中身が違うと言われても、私は違っていません。当然に提案理由に基づいて壇上での提案理由を申し上げたと解釈をしております。違っているということであれば、具体的にどこが違うのかということをお説明いただきたいんですが、壇上での提案理由の趣旨は決して議会運営委員会に出された提案理由と相違しておるのではないということをお知らせいたします。

それから委員外議員の発言のことについて御質問がありました。難しいと言ったが何で難しいかということですが1点。それから今まで委員外議員の発言を求めたことがあるかということでしたが、2問目のほうからいきますと、私は今まで委員外議員の発言を求めたことはありません。委員外議員の発言があるということの議論の中で、当時の議論を思い出していただきたいんですが、私は生活環境委員会の委員でないから、委員外議員の発言もできるのではないかと議長の発言でありました。そこで私が申し上げたのは、委員外議員の発言を理由にこの本会議場での発言を阻止するのはおか

しいですよということを申し上げたわけでありまして、どういう委員会での発言ができるからといっても、この本会議場での質疑を断る、あるいは制約する理由にはなり得ないと。

先ほどから何度も言いますように、大竹市議会会議規則の第37条ではこの本会議場で質疑をした後に委員会に付託するんだと、こういうことが規定されておるわけでありまして。ここを皆さんわざと理解しないで、やれ委員外議員の発言であるとか、やれ委員会委員の発言だということばかりを非常に拡大に話をされる。私は非常に疑問に感じるわけでありまして。議会人でありまして、法にのっとった私たちは行動、発言をしなければならんと考えておりますから、当然にして本会議場での質疑については保障されるべきだということの中で、委員外議員の発言を難しいと言ったことについては、一つ言っておきますが、委員外議員の発言は委員長に事前に届け出て、委員長が全委員に諮り、全委員の了承の後に発言が許されれば発言できるという規定になっております。ですから、そこでは委員長がまず承認し、委員の皆さんの了解を得て、その上で委員の皆さんの発言が過ぎた最後に発言をなささいということになっております。非常に、私はみやすいとは思わないのであります。そういったいろんな制約の中での委員外議員の発言があるということの中で、私は難しいと考えております。委員外議員の発言を理由に、本会議場での質疑を制約するということがまず基本的に間違いだということを強調しておきます。

それから、議会運営委員会に出された提案理由の中で細川議長就任後はもちろん、議会事務局長の運営対応にも問題があると申し上げ、議会の正常化を求めるものということですについて、具体的にということでありましたが、たったこの2行の文字を、先ほどの壇上での提案理由の中では10行以上にわたって提案理由を説明しました。陳情の処理の仕方から、法的な問題、それから陳情が出された経緯等について長々と説明したわけでありまして、このことをしっかりと聞いていただければ十分に理解ができたと思うんでありますが、答弁になってないということであればまた教えていただければ答弁し直しますけれども、先ほど壇上で説明したことが私の話であります。

それから最後に、会派として意思統一を図ったのか、会派としてどういうことを話をしたのかという質問がありました。議会運営委員会には私どもの会派の代表者が一人出ております。その議会運営委員会での説明があったことか、会派の意思統一をしなくても私は傍聴しておりましたから、当然にその内容については理解しております。私は委員でなくてもいつの場合でも委員会を傍聴しております。ですから会派で意思統一をすることかしないとかいう以前に、その議会運営委員会での提案について私は私なりに判断をし、しっかりと自分で消化した上で、本会議場に参加をしたというのが事実であります。会派で意思統一したかせんかということは、他の会派の人から聞かれる必要もないし、そのことをこの本会議場で答弁するのは差し控えたいと考えております。以上です。

○副議長（寺岡公章） 7番、賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） 先ほど私の質疑に対してしっかりと聞いたかということでございますけれども、提案理由書が手元にあるものからして、大きく内容が先ほども申し上げましたように膨らんでおりますんで、その中身がしっかりと私のほうも今この場で話をされただけで、どういうところにその主眼があるか、いろんな方面から検討していく上では余りにも

内容が、ペーパーでいただかないと事前にそのことに対しての質疑を申し出るというのは難しいと考えます。

ということで、中身についてやはり事前に提案理由そのものが、幾ら長くても結構かと思えます。そのことに対しての質疑を私としてはしたかったと思えますので、そのあたりについてまた御理解いただきたいと思います。

それと会派の中で実際話や調整はされていないと受けとめるわけですが、やはり一つの会派ですからそれぞれの議案について、どういう取り扱いをしようということについてはしっかり調整をして本会議に臨んでいただきたいなと思えます。以上です。

○副議長（寺岡公章） 質疑はないですね。内容に。

他にも通告を受けております。質疑に関しまして発言を許しますが、ありますか。

6番、小田上議員。

○6番（小田上尚典） 大竹市議会会議規則というのはよく出てますんで今、第55条のほうですね。発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたりその範囲を超えてはならないと。この第3項に、議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。とありますので簡単に質疑だけさせてもらいます。

1点目、過去に山崎議員が、議長に対しても、誰に対しても結構なんですけど、不信任を提出されたことがあるか。

2点目、動議の書面の提出ですが、これはいつ出されたのか。

3点目、大竹市議会において本会議主義をとっているのか、委員会主義をとっているのかどちらか。

4点目、西村議員の質問の際に、事前通告できなかつたのは初めてこの場で聞いたから通告はしようがないとおっしゃられましたが、先ほど賀屋議員のときには傍聴に行かれて、自分なりにかみ砕いて本会議を迎えたと。少し矛盾しているような気がしますんで、この内容についていつ知られてたのか、そこだけ、済みません、お願いします。

○副議長（寺岡公章） 待ってください。整理します。

幾つかありました。

不信任をこれまで提出したことがあるのかということ。

それから動議はいつ出したか。

委員会主義なのか、本会議主義なのか確認をしたいということ。

それから傍聴しておられる、この度の議案の概要をどのように調査しておられたか。

そういったところ4点あたりあったかと思いますが、よろしいですか。

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

10時42分 休憩

10時43分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（寺岡公章） 再開します。

4点ありましたが。

13番、山崎議員。

○13番（山崎年一） 今まで不信任を出したことがあるかないかということでありましたが、ありません。私、議員生活13年になりますが、ございません。

それから、動議のいつ出されたか、提案理由をいつ出されたかということですが、これは日付がなかったですかいね。日付は入れるなということで提出を求められたと思いますので、日付は入っておりませんが議会事務局からそういうふうに出してほしいということと言われたので、文章をつかって出しました。日にちがいつだったかということについては私は覚えておりませんので、事務局で伺ってください。

それから本会議中心主義か委員会中心主義かということですが、先ほどから何度も申し上げております、大竹市議会会議規則の第37条では、会議に付する事件は会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会または議会運営委員会に付託するとあります。このことから議会運営事典で私が研究した範囲内では、地方議会はどちらかということと本会議中心主義といえるのではないかと。ただ本会議中心主義と委員会中心主義と併用したような形になっておることが私の今まで研究してきた範囲内のところでございます。

それから最後の傍聴ということについての質問について、私理解できなかったのもう一度お願いできますでしょうか。以上です。

○副議長（寺岡公章） 6番、小田上議員。

○6番（小田上尚典） では4つ目、整理させていただきます。

西村議員が質問された際に、初めて本会議場で聞いたので、事前の通告はできなかったと答えられたと記憶しております。そして賀屋議員が質問されたときには、議会運営委員会を傍聴していますので、その中で議案はわかっているかみ砕いて本会議に臨まれたと言われました。なのでどっちが正しいのかなという疑問です。

○副議長（寺岡公章） 13番、山崎議員。

○13番（山崎年一） ただいまの質問にお答えをいたします。

西村議員が私に質問されたのは、当日発言通告をしないで質疑をしたことはおかしいのではないかとということでありましたので、当日、提案説明の中で、無保険の車であったとか、任意保険も自動車損害賠償責任保険も入っていなかったということは初めて聞いたことでありますから、当日その場で質疑をいたしましたというのが西村議員への答弁だと思えます。

今回の賀屋議員の質問についてはかみ砕いてということは、議会運営委員会を傍聴しておりました。ですから、そこで議会運営委員会に提案された範囲内では車検がなかったとか、無保険の車だったとかいうようなところの説明はなかったように私は伺っております。ですからそれなりに議会運営委員会で報告提案説明をそれなりにかみ砕いて本会議に臨んだということでありまして、決してそのことについての誤差があるとかいうようなことにはならないと思っております。以上です。

○副議長（寺岡公章） まだ通告をいただいております。質疑がありましたら発言を許可しますが。

8番、北地範久議員。

○8番（北地範久） るる御答弁いただいてありがとうございました。

いただいた提案理由の文章の中から1点ほど伺わせてもらいたいんですが。

副市長が挙手し、答弁の意志を示されたのにこれを制止したという文面があるんですけども、意思を示したのであれば、議長という声があつてしかるべきであろうと思いますし、またそのときにそのシチュエーションの中で議長がこれを制止したというような発言は聞けなかったと思うのですが、この辺の説明をお願いしたいと思います。

それからもう1点は山崎議員におかれましては、議会の委員会主義というものはよく把握されて、理解されているということでございますけれども、議案配付の後に、我々同僚議員とも、この議案について議論交わしながら、当然に山崎議員と同様の疑義が出た、質問したいというようなことも出て、このことについては質問しなければならないなというような意見も出ておりました。そういった山崎議員と同様の質問の出るような場面があったわけですけども、協議をしたのは生活環境委員もおりますし、委員外の議員の方もいらっしゃいました。その委員会を出そうな質疑をあえて本会議場で私としては、委員会主義ということもありますんで、できればそういった質疑は委員会の方がいいのではないかと思います。そういった委員会を出そうな質疑をあえて本会議場でされたというのはどういう理由でしょうか。

それと議長なり事務局長なりの対応がまずいということがありましたけれども、それについてその都度議長なり事務局なりに申し入れはされていたのかどうか、この3点をお願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 13番、山崎議員。

○13番（山崎年一） 最後の議会事務局の対応についてあるいは意見交換したりというようなことがあったかということにつきましては、実はこの動議が生きているということを知ったのは、先ほど壇上で申し上げました9日の月曜日でございます。4日の事案の勃発から5日間が過ぎて、経過がありました。ですから、そのことを聞いて初めて私たちはこの動議について、どう進めていくかということを検討に入ったわけでありまして。それまではどうなったんかという素朴な気持ちでありました。確かに勉強不足ということも私も先ほど壇上でも申し上げましたが、勉強不足でありました。そういったことについては今回勉強させていただいて、非常に参考になったわけです。ですから事前に議会事務局と対応したとかそんなことについては余りありません。ただ会派代表が9日に事務局にお越しただいて一緒に話したということはありません。

それと、たくさん伺ったので、具体的に副市長の答弁をどう言われましたですか。あつたがそのことについてどうかということでありましたが、当日私は先ほど副市長と5階のロビーで意見を話し合いましたが、当日の判断では、私は副市長が手を挙げられたと判断をしました。そのことについて議長のほうが、仮にこれを副市長でなかったかも、そのことについて副市長はみずからは否定をされたわけですが、私は当日見た範囲ではそういうふうな判断をしましたので、そういうふうな発言になったのではないかと思います。議長が答弁を制止したということは事実であります。そのことは議長として正確でない、む

しろ答弁を促す立場にある人が、答弁を制止したということについて今回壇上で議長の動議を出す理由の一つとして上げたわけであります。

まだありましたでしょうか。もう一度あればお願いします。

○副議長（寺岡公章） 2つ目の、委員会で出そうな質疑をあえて議場でやった本意というあたりですが、北地議員そういった感じですかね。

13番、山崎議員。

○13番（山崎年一） 委員会で出そうな質疑を本会議場でやったということではありますが、本会議場での質疑があくまでも委員会での質疑を深めるし、もっと調査研究がなされることにつながるんだと私は思っています。ですから本会議場での質疑はあって当然だと思いますし、むしろさっきから何回も言うとするじゃありませんか。大竹市議会会議規則の第37条には本会議場で質疑した後、委員会に付託するんですよと。そのことをなぜ皆さんは素直に規約どおりに進めようとされないんでしょうか。盛んにそのことを棚上げしといて委員会だ、委員会だ、委員会だと。こういう議論をなさるんですが、私は規約どおりに物事を、私たちは議会人ですから、規則どおりに物事を進めましょうよとこう言っただけであります。

ぜひそのことを理解していただきたいと、重ねてお願いして、お答えになったかどうかわかりませんが、終わります。

○副議長（寺岡公章） 8番、北地範久議員。

○8番（北地範久） まず1点目の副市長の件なんですけども、副市長が手を挙げたかどうかというのは私もよく把握はしておりませんが、その中で答弁を求める議長という声は聞こえなかったということはあります。その辺も山崎議員は判断されたということなんですけども、私としては議長という声はなかったというのは確認したいと思えます。

それからそれについて議長が制止したとこの文面では読みとめるわけなんですけども、そこもなかったと私は思っておりますので、そういう質問をさせていただきました。

それからあえて本会議場でされたということの質問ですけども、我々としては委員会主義という形をとってずっときておるわけなんで、その中ではやはり概略的な質問は本会議場でするけども、具体的な質疑については委員会でするというようなルールというか、申し合わせといいますか、その辺があったように思っておりますので、そういう質問となりました。

それから申し入れについては今までの対応、この案件だけではなしに、それは以前に壇上で申し出されましたけれども、いろんなことがあったと。陳情の対応とか。そういうケースでどうなんだろうかと、事務局なり議長なりにそういうことを申し入れをされたのかどうかということを御質問したわけでございますけども、今回の案件ではなしに、それ以前の案件についてはどうなんだろうかとということなんで、お願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 以前の案件ですか。

北地議員、以前の案件とは、もう一度お願いします。

○8番（北地範久） 谷和地区の陳情の申し出が、対応が悪かったとかいうように聞いたんですけども、少し聞き方がまずかったかもわかりませんが。

○副議長（寺岡公章） そのあたりをもう少し深く聞きたいと。

○8番（北地範久） そういった、何かいろいろ今までにも対応が悪いというような、かなりあったと思うんです、壇上で。

それについて、議長なり事務局なりに申し入れをされたのかどうかということをお聞きしたかったわけなんですけども。

○副議長（寺岡公章） 壇上で話されたことについてそういった申し入れをしたのかどうかということですね。

13番いかがですか。

山崎議員。

○13番（山崎年一） 申し入れはしておりません。

○副議長（寺岡公章） 他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

通告を受けておりますので、発言を許可したいと思います。

討論ある方挙手をお願いします。

7番、賀屋議員お願いします。

○7番（賀屋幸治） それでは私はこの不信任決議案に反対の立場で討論をいたします。

本件は議案上程後の質疑において、議長の対応が議員の発言権、質疑権を無視する行為で著しく公平性、中立性を欠くものであるという理由ですが、確かに細川議長の責務としては、議場の秩序を保持し議事を整理し、議会の一部を統理し、議会を代表するものと、議長の責務であるわけですが。

大竹市議会では円滑な議会運営のために、条例により設置された常任委員会に議案を付託し、審査することになっております。これは先ほど山崎議員が発言されたような、本会議主義ではなく、大竹市議会の場合は委員会中心主義であると認識をしております。ですから、委員会が設置されているということでございます。県議会や他の市議会でもほとんどの市議会ではこの委員会中心主義をとっておられます。町村議会については、当然、議員数が少ないということもあるんでしょう、本会議中心主義ということになっておると聞いております。

ということで大竹市議会では、委員会中心主義をとっているということで所管の委員会に議案を付託し、審査することになっておりますので、今回の議案についても11月26日の議会運営委員会において取り扱いを決めているものでございます。また、議会運営委員会でも一定の議案説明もあり、本会議は生活環境委員への付託もその場で決められておりました。

本会議上程後に議長より質疑ありませんかと議員に諮り、質疑を受けなければなりません、大竹市議会では先ほど言いました、委員会中心主義でありますので、審査方針をとっているため、委員会付託が予定されてる議案の場合は、つまり議会運営委員会のほうで委員会に付託しますよということを決めておりますので、その場合はあくまでも提案者の

本会議場での提案者の説明後の質疑については、あくまでも総括的、大綱的なものにとどめるべきと理解をしております。

つまり詳細な内容については、付託された所掌の委員会で審査を行うものであり、今回山崎議員の質疑は詳細まで踏み込んだ内容であったものだと思います。自身が所掌の委員会に所属していないとしても、疑義に対しては同一会派の所掌の委員に質疑を委ねるということもできるでしょうし、どうしても直接確認したいというのであれば、先ほどの委員外議員の発言という方法があります。仮に今回議長の判断が間違ったということで、今後、付託された委員会以外の委員、議員が本会議場上程後、本格的な審査に入ることになるということになるのでしょうか。本会議主義の形をとるのでしょうか。

そうすると所掌の各担当職員はどこで待機を、その答弁のための待機をどこでするんですか。また現行のルールを否定することになりますので、そういうことになっていくということになります。

細川議長は9月定例会において、これは指名推選によって議員全員の信任を得て、議長に当選されたものであり、提案理由の欠格事由は市民に誤解を招くものではございません。

また、提案理由の中段に、細川議長の本会議場での一連の行為は、著しく公平性・中立性を欠くものであるとの記述がありますが、先ほど質疑の中で西村議員からの内容にもありましたけれども、去る9月定例会において、大竹会館改築等の工事請負契約の締結議案において、9月17日の本会議場での上程後に、1人の議員から質疑の申し出がありました。このときも落札価格が予定価格の何%かという質疑でございましたので、その質疑の内容については詳細に踏み込んだものであるとの判断で、所掌の委員会に付託することになっているので、委員会での審査をお願いする旨の取り扱いによって、細川議長より説明があり、質疑を終結をしております。

このことからしても、細川議長は公平性・中立性を保持して、公平で平等な運営を実践していると思います。

以上の理由により、今回の細川議長の判断は議会運営上、大竹市議会会議規則にそって円滑な進行を図るための措置であり、議長としての役割を果たすものだったと受けとめております。

山崎議員においては、大竹市議会会議規則の第37条にこの本会議場で、質疑を先にして、それから付託をするんだということを言われてますけれども、実際にそのことについて否定をするものではありませんけれども、先ほど述べましたように、付託をされた案件についての質疑については、例えば、聞きとれなかったとか、数字の確認だけとか、いわゆる本質的な詳細についての踏み込んだ質疑というのは、それこそ委員会に付託をされたわけですから、委員会の中でしっかりと審査をしていくということで、今までも大竹市議会としては、そういう運営方針をとっておりますので、そのように御理解をいただきたいなと思います。

ということで、議長不信任には当たらず、不信任決議案には反対をいたします。以上です。

○副議長（寺岡公章） 他に通告出ておりますが、討論ございますか。

よろしいですか。

4番、小中議員。

○4番（小中真樹雄） 私は最終的には、反対の立場から討論させていただきます。

この案件は、山崎議員がおっしゃるように、議会そのものがどうあるべきかという本質論と、議会運営をどういうふうに行っていくかという議長の形式論もしくは手続論の衝突であり、どこまでいっても平行線だと考えられます。

ただ、私が重視しますのは、やっぱりそうはいっても、執行部側に答弁する必要はありませんと、こういうことを言うと、例えばこれ報道されたらその部分だけ切り取られて、一般市民には理解されてしまうと思います。

だから、細川議長の議事運営に瑕疵がなかったとは言い切れないと私は思います。ただし、不信任決議案というのは、あくまでも伝家の宝刀であり、この案件において提出すべきかどうかということに関しては、私は多少疑問であります。もっと本来は議長は話し合いの中で答弁は必要ありませんと言ったことについては、撤回しますと言えばそれで済むことだと私は思います。ただし、不信任決議案の可決については、そこまで必要なかということをおもっており、不信任決議案には反対の立場を表明します。以上です。

○副議長（寺岡公章） 他に通告出ておりますが、討論の発言はありますか。

10番、和田議員。

○10番（和田芳弘） 私は反対討論をしたいと思います。

本会議で各執行部から提出された議案に対して、審議するのは、各委員会に付託をして審議すると私は理解しております。本会議場でその細かい質疑は、議会運営をスムーズにするためにも、それは控えてほしいと私個人はそう思っておりますので、山崎議員に対しては反対いたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○副議長（寺岡公章） そのほか通告があります。発言いかがですか。

14番、日域議員。

○14番（日域 究） 文章つくってききましたので、読ませてまいります。

その前にルールっていうものはいろいろありまして、申し合わせもあれば憲法もあります。重要性に順番があるんですけども、重い問題と軽い問題を一緒に比べてもなかなかいい答えが出ないと思うんですけども、今回の議長不信任の動議は去る12月4日の本会議の中での出来事が直接の原因でした。大竹市議会の議会運営はそれを委員会主義と呼ぶか否かはさておいて、大竹市議会会議規則に基づいて運営されております。それによれば第37条に会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会に付託するとなっております。

その次に第38条では委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまって議題とするとなっており、付託された委員会の委員でない議員はその間はタッチできません。また第117条の第2項において、委員会は、委員でない議員からの発言の申し出があったときは、その許否を決める。とありますけども、これをもって我々は通常委員外議員の発言と呼んでいるんですが、これ読んだらわかるように、委員外の議員の質疑をその議員の権利として認めているわけではなくて、委員会が発言を許す権利を認めているわけです。委員

じゃない議員にとってみれば、堂々と質問できるのは、上程後のあの場面しかない。そういうことになっております。

さっきから、経験があるかとかないかとかいう質問が出てましたけど、例えば過去の議長でこの場で、議案上程の場で、質問を、もちろん多くはないですよ、多くはないけど過去にあったように記憶しています。そのときは議長は大歓迎という顔をされたわけじゃないです。意外な顔されます。でも、権利ですから答弁を促しますよね。もちろんその場で準備してないことも多いですから、記憶の範囲の答弁になって、細かいことについては、委員会でお願ひしますと言って、それで質問者も納得するし、議事はそれから次の段階に進んでいくと、そういうふうには円滑にいったままです。

そこで、細かいから答弁要らないとか、そんなことは私の議員生活の中で経験しておりません。ですから小さなことが非常に大きなことになってしまっていて、さっきからぐるぐるまわっているような気がするんですけども、委員会中心主義とか何とかいうのはこれは学者が決める評価の問題であって、あくまでも大竹市議会は直接的には大竹市議会会議規則、それにのっとってやっています。委員には委員の権限も責任もあるし、議長にも議員にもそれぞれある。いろんな役割が決めてありますけども、ほかにかえっていく部分がありませんから、その何とか主義だからこうだとかいうんじゃないで、要するに会議規則です。

その中で、さっき言いましたけど答弁不要というのは違うんだらうなという気がいたします。

地方自治法第104条の議長の議事整理権というのがあります。あの話がこの前議場の場で誰かが発言したかどうかまではわかりませんが、少なくともあの場で私はあっちこっちから聞こえてきました。これも議場が混乱した場合のそれこそ伝家の宝刀ですから、今回の場合のはどちらかというとなら議長自身がやっぱり答弁不要という言葉が決め手になったと思います。やはり間違ったら間違っただで認めてほしい気がしまして。アンデルセンの童話に、裸の王様というのがあります。王様であろうとなかろうと、裸であったら裸なんです。だから間違いは間違いってそれを認めて正す度量も持ってほしいなという気がいたします。

さっきの壇上での話の中に、陳情のことがありました。ある意味これも大きな話だと思えますんで、少々紹介させていただきます。今回の陳情は、この9月からの話ですけども、もちろん伏線といいますか、過去何年かにわたるいろんな経緯があります。結果的には今回の定例会に上程され、総務文教委員会で継続審査になった令和元年陳情第1号でございます。この陳情を提出させて議長及び議会事務局の看過できない行為があるように思い、今回の不信任の判断材料につけ加えたいと思います。この陳情は今年の9月6日、栗谷町谷和地区の自治会から大規模太陽光発電所建設計画反対に関する陳情書として市議会事務局に提出されました。

○副議長（寺岡公章） 日域議員。あらかじめ申し上げますが、理由の追加というのはこの場ではできません。

今、追加するとおっしゃいましたけど、それはできませんからね。

○14番（日域 究） 追加ではなく。わかりました。

そのときに、事前にそれを変えてくれっていうのはやっぱり異常な行為だと私は思います。谷和地区の方の過去の記録を見るとあそこにももちろん民間の業者が民間の事業をしようと思ってやること、これは自由ですから。当然業者は地元の人と交渉します。だから交渉してるんですけども、交渉してその後市職員の人が行くわけですね。地元の方に業者が地元説明会をしてほしいと言ってるけどもとか、そういうことを集会所で複数のメンバーで何度もやっています。その度に土地を売る気もないし、貸す気もないからお断りしますって彼らは言ってるんですね。そこに話しに行った人が、国会議員から大竹市議会議員まで、というかお伊勢さんじゃないですけども、その合間に複数の課長、係長と13名の現地の人が集会所で話をしたという記録が残っています。その中で彼たちは、要するにできないから断るって終始一貫言ってるわけですね。そのあげくの果てが今回の陳情なんです。さっき前飯谷地区の話があったように思いますけども、前飯谷地区にも谷和地区の発電所ですよ。

○副議長（寺岡公章） 日域議員、本論に戻していただきたいんですけども。

○14番（日域 究） だから要するに、議長が、9月15日に谷和地区の陳情した人のところに、陳情書を受理したのだと思いますけども、陳情書ですよ。個人間の郵便のように送り返した上に、それを*****
*****。

越権行為の中に、大きな動きがあって、それに議長もあらがえなかったのかなという気もしますけども、少なくとも陳情を押さえ込むのが明らかによろしくない。9月16日の陳情書自体、私見ですけど、議会事務局の公務のあり方としてもものを送るときに、市役所ってこんなもん要らんとするくらい、必ずかがみがあるじゃないですか。かがみをつけて、これこれしかじかですってこう送りますよね。それすらないものを、議会事務局が送ったこと自体がですね、これは正式ではないんだけどという意味がそこにかいま見えるんですけども。やはりさっきの議員が発言する権利、質疑する権利それから市民が陳情する権利、請願する権利、そういうものはやはり大事にしないと全体的に根っこがおかしくなってしまう、そんな気がいたします。

それを一番守るべき人物が議長だと思います。やはり物事を決める最終決定機関は議会だと思いますから、そこを差配する議長というのは大事だと思います。だからたまたまですよ、議員のときの雰囲気と議長になったときの雰囲気は違います。これは国会議員から地方議会まで同じですけども、議長は例えば国で言えば政党から離れるとか、いろいろなやはり公正中立な運営をしますよという雰囲気を出すじゃないですか。大竹市議会においても議長たるものがどんと構えてど真ん中に座っていてほしいと思います。

今回のことは、2つの案件がありましたけど、ともにやはりそういう意味ではふさわしくない。質問がよろしくなかった、よろしくないことはないですけども、多くの方がしないタイプの質問をしたことは確かかと思いますが、それを、答弁は要らない。というのは明らかにいき過ぎだと思います。過去にそういう発言をした議長さんはおられなかったと思いますから、そう意味でもそうだと思います。

以上で賛成討論とします。

○副議長（寺岡公章） 他に通告出ておりますが、いかがですか。

9番、西村一啓議員。

○9番（西村一啓） 私は決議案第4号不信任決議案に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

議長が議員の質疑について発言を制したと、議会運営が横暴であるとか、執行部側の挙手について発言を制止したと。るる言われておりますが、議会の流れの中で、議長は議事整理権としてその範囲内で議長の判断で行ったものと思います。発言者の質疑に対する注意をしたもので、議長の議会運営に対する横暴とは私は言えないと思います。

今回の議長の判断は議会の運営上、不適切と思えず、不信任に問われる理由はないものと考え、反対といたします。

○副議長（寺岡公章） 他に討論はありますか。

他によろしいですか。通告された議員さんよろしいですか。

3番、原田議員どうぞ。

○3番（原田孝徳） 先ほどから寺岡副議長の議事進行見ておりまして、大変その議事整理権であるとかですね、発言権の制止であるとかいうことをよく御理解して進められているように感じております。

ただし、4日の件に関しては、山崎議員の発言に対して、まず発言をしっかり聞いて、提案者の方々、答弁をしようというような状況であったわけですから、それをきちっと答弁を聞いて、それから議長の意見なりを述べるのはよろしいかと思うんですけども、ただ発言を制止したりとかっていうことに関しては、議長としてふさわしくなかったと私は感じました。

先ほどから、委員会中心主義と言われておりますけれども、これはあくまでも申し合わせであるというようなことを私は今のお話の中で感じましたので、やはりこれは大竹市議会会議規則を重視、これを原則として、大竹市議会会議規則を原則としてすべきだと思っております。大竹市の場合、わずか16名しか議員はいません。その中でできる限り、時間のある限り、皆様がその中で議論をしていただくということがそれが一般の市民の方も望んでいらっしゃるのではないかと思います。特に先ほどからお話がありましたように、無投票、今回はそういうことでありましたので議会改革というものが、すごく叫ばれている昨今であると思います。ここにいる16名の議員というのは、皆さん議員としての理念であるとか、信念であるとかそれから哲学というものをしっかり持っていらっしゃる方だと思っております。そういう16名の皆様の意見をしっかりと議長が一人一人の意見を最大限に引き出して、それをうまく時間の中でまとめてそれで仮に委員会に付託するのであればそれで委員会に付託する。ということをする役割を議長というのは持っているとは私は考えておりますので、今回の議長の進行に関しては、議会が本来すべき方向に少し逆行しているのではないかと感じました。

それから谷和地区の陳情の件があったんですけども、私よくわからないんですが、議長が谷和地区に行かれたというようなことが先ほどでしたが、これは先ほど言われたように越権行為かどうかはわかりませんが、どのような経緯で、どのような理由で谷和地区

の方々のところに足を運んでお話をされたのか、どのような内容であったのか、それからお一人で行かれたのか、複数で行かれたのかわかりませんが、そのあたりの経緯とか、理由とかというものを説明する主張はあるのではないかと感じております。

相手は一般の市民の方ですので、もし議長がどのような思いで、どのような理由で行かれたのかはわかりませんが、受け手側ですね、谷和地区の方々がもし不安であるとか、それから混乱を招いているということがもし本当であれば、やはりこれはさまざまなハラスメントのようなものと同様な考えであると思いますので、やはりその谷和地区の方の意見を一番に尊重されなければならないものだと考えておりますので、ここに関しては、議長からのみずからの説明責任があると考えております。

陳情は市民からの政策提言であると思いますので、ぜひやはり議会で議論、審議してそれから委員会に付託するというのが、私は地方自治法の本質ではないかと感じておりますので、このような理由で議長の不信任案に対しては賛成の意見であります。以上です。

○副議長（寺岡公章） 原田議員、次回からは通告をお願いします。

他に討論はございますか。

6番、小田上議員。

○6番（小田上尚典） 反対の立場で討論します。

こんなにぐちゃぐちゃに審議していいものなのかなと思うんですけど、これ市民の方が見て、一体何で不信任案が出ているのかわからなくなりますよ。この提案理由見て、提案理由は市民の方見れると思います。いきなりこの場でいろいろ出ますが、本来はこの大竹市議会会議規則の第37条の議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所掌の常任委員会または議会運営委員会に付託する。ここの本会議場での質疑が一体何なのか、どこまで許されるのか、というところの行き違い、議員同士の認識の違い、それによって生まれた動議、それによって生まれた不信任案、提案理由もそこまでしか書いてない。

それでほかの件、とても大切な件を、この場に持ってきて、全部いっしょくたにして、市民の人はこれが一番混乱するんです。何でこの不信任案で反対の討論があるのか、これは議長の議事整理権いろいろ出ますが、議長ができる裁量の中で、これは委員会に付託したい、付託してるからそっち側でお願いしたいと言ったことに対して、質疑の捉え方の認識の違いです。これはこれからしっかり申し合わせをして、本会議場での提案理由、説明の後の質疑は大枠にとどめましょう、申し合わせして決めていきましょう、そういうことすればいいじゃないですか。だから不信任案に当てはまらないと言っている。

先ほど質問させてもらって、山崎議員が出されてますんで、山崎議員に質問させてもらいましたけど、議会運営委員会るとき傍聴して、議案は知っていると。本会議場でそれは初めて聞いたことがある、確かにそうなのでしょう。ただ、議会運営委員会11月26日に提案の説明をされて概要はわかる。よく知りたいなと思ったら私たち、先輩議員、同一会派、その中でこれは何だろうと話をし、実際に担当部署に聞きに行ったりもします。12月4日の本会議、この間の期間に多分そこまでのところはわかるはず。どうしてもこの場で質問したいということであれば、その質問の通告をしておけば議長も一体何の質問がくるのだろうと、わからないまま質問を許可することなく、山崎議員もこの質問がしたい

というのを明確に提示した上で気持ちよくできたと思う。そのルールを片方が守ってないから、片方が悪いとかいうんじゃないかって、しっかり守っていきましょうっていう話をここでして、不信任案には当てはまらないですよねと思っている。だと思えます。混乱させちゃだめなんですよ、本当に。市民の人わけわかんなくなるんで、何に対して不信任案が出て、何で反対なのか賛成なのかというところをやらないとわかんなくなっちゃうと思うんで、そこは整理してほしいなと思って反対討論にさせていただきます。以上です。

○副議長（寺岡公章） 小田上議員からは通告が出ておりました。

そのほか、討論ありますか。

16番、山本議員。

通告出ておりませんが、ありますか。どうぞ。次回からはお願いしますね。

○16番（山本孝三） 副議長の温かい判断で発言を許可してもらってありがとうございます。

私は議会の改選後、規則にそった臨時議長を務めさせていただきました。それで議会人事の上で一番大事な職務は議長、副議長をまず選出して、その他の常任委員会あるいは特別委員会等の議長をそれぞれ決めるという順序で人事が運ばれたわけですが、議長選挙に当たりまして、全会一致で現議長を推薦もし、議会運営が円滑に行われるということに期待をして、誰一人反対することなく、議長に推したわけですよ。その際、各党派議員の皆さんも議会運営の基本は我々も市民の皆さんから支持をいただいて、無投票といえども議席を得たわけですから、執行部ともども不断に市政が福祉の向上、市民の生命財産を守る上でのまちづくり、防災対策等、より一層充実を目指した役割を果たしてほしいという市民の期待の上に我々の存在価値があるわけです。そういった意味では、我々は市民の声を代弁する立場ですから、この基本を踏まえれば、議員個々に議場においても委員会においても、議員が質疑をする、意見を述べる、提案をする、こういったことを最大限に保障する運営こそが議長としての大きな役目だと思うんです。

それで先ほど来、各議員からいろいろ賛成、反対の意見がありましたが、基本的には、我々は市民を代表し、市民の声を、意見を、また要望を代弁する立場ですから、議員の調査権なり、否決権なり、審査権なり発言権が正しく機能するような、そういう運営に努めて、執行部ともども市民に答える市政の推進に力を注ぐということではなくてはならん。

それで、それを具体的に保障する上での規則もあるわけですね。どんな議案でも執行部から各行政分野にわたってこうありたいと、こうしたいとこういうことがあれば提案を議会にされる。その議案を提案されたものについて、各議員がそれぞれの思いなり、意見なり、市民の要望に応え、財産の無駄がないような視点での質疑をするということをね、これは当然保障されないかん問題ですよ。だから委員会中心主義だとか、本会議中心主義だとか形式に捉われることはないと思うんです。それを何か委員会に付託されるんだからこの本会議で付託される案件について、質疑せんでもええとか、すべきではないとかいうような自分で自分の首を絞めるようなことを何で平気でおっしゃるんか、私は不思議でいけんの。質疑をしたとして、それは執行権への侵害にもならないし、我々に付託された市全般の行政の足を引っ張ることにはならんでしょ。むしろその議員の発言なり、意見なり、矮小化するような発言規制をすることこそが問題でしょう。私も長い間議員を務めさ

せてもらいました。何回か同じような問題が議論になりました。しかし議論の末、議員の発言は質疑を得て委員会に付託すると、この基本を崩すべきではないということで今日に至っとるんです。

先ほど来、議長を不信任に値しないとかいうことを言われて、委員会中心主義だから付託される案件について質疑せんでもええというようなことを、もっともらしく主張されますが、そうじゃありませんよ。だから議長もその基本を踏まえて、付託される案件でも質疑がありませんかと問うんですから、1回でも委員会の付託が議会運営委員会で決まったから、質疑はなしで委員会へ付託しますというようなことをやりましたか、これまでの議長が。大竹市議会でそんなことをやった議長は1人もありませんよ。必ず委員会に付託される議案でも、質疑はありませんかと本会議の議場で議会に問うんですから。それをなんか委員会に付託されるんで、質疑はせんでもええよというようなことを、もっともらしく言う、そこが考えてもらいたいもんやね。自分の首を自分で締めるようなことをすべきじゃない。

それで先ほど来、議長の不信任案の一つの理由の中に、市民の請願権、陳情権の侵害や介入にあたる行為があったということが指摘をされました。この前、総務文教委員会にかけられた谷和地区のメガソーラーの反対の趣旨の陳情が、審査をされた際にも、本会議で同僚議員からの質問なりあった際に、傍聴に来られた地元の方が、帰りがけにたまたま私、玄関口で出会ってから地元の人からも話を聞いたんですが、9月15日に総務文教委員長、それから生活環境委員長、議長、谷和地区に足を運ばれて、陳情審査に当たっての、これは積極的な。

○副議長（寺岡公章） 山本議員。

判断に至る経緯として御紹介されるのは構いませんが、本題から離れないようお願いいたします。

○16番（山本孝三） 提案者の、趣旨説明にかかわったような話ですから、少し時間をください。

その際に、*****。これは明らかにその陳情権、請願権に介入する干渉行為じゃないですか。それからせんだって機会があって、飯谷地区の方にもお会いしましたが、飯谷地区からも陳情書が出る。これは結局受け取れんということで、返したままで、いまだに陳情の気持ちなり思いが議会には伝わってないんです。そんなことをやったんじゃ、市民の皆さんの付託を受けた我々の役割を果たすことができんじゃないですか。そんな大竹市議会の市民に対する対応について、我々自身を反省するとともに、議会運営がうかつに市民の対応としての権能発揮にふさわしい役割を果たせるように、この際お互いに反省すべきは反省もする、改革すべきは改革するという立場で考えるべきだと思うんです。

大体、議案がきょうね、こういう格好で提案されること自身が変則でしょう。議長不信任の動議が出たら、その場で議長は退席して、副議長が議事の進行に当たって、優先的に議長不信任案の処理がされるというのが、これが地方自治法でも議会運営の基本なんです。

それが今日まで先延ばしにされて、こうして議論するというのは、全国の市議会から見て恥ですよ。しかも9日ですか、4日か、議会事務局長から山崎議員から提案のあった、発言のあった議長不信任案は生きているんですよ。改めて議案に上程する扱いにしますから、その理由を述べて事務局に文書を出してくださいという、そんなことをする議会がどこにありますか。しかも山崎議員が発議されたあの日は2時間にわたる議論をしたんですよ。その2時間の間、議会運営における瑕疵について、細川議長は一言も反省もなければ、議会運営が正当だということを買いたんですよ。しかもその過程で、誰一人議会運営の基本に立って、議長不信任動議は最優先で、その場で処理されるべき議会運営が法的にも規則の上でも、規定されてるということを誰も言わなかった。これは議長を含めて我々自身にも恥ずかしいことですよ。それで議長の反省もなくて、きょうに至ったんですよ。そういう一連のことを考えればね、あの事件で運営上まずかったとか、今後はこういうふうに改めましょうとか、こういうふうに私も運営上、皆さんの意志にそって円滑な運営に務めますということがあったら、何もきょうのようなことにはならん。そういうことをお互いに考えて、この際議会を市民の付託に応え得る機能を発揮するための機会として、議長の不信任を決議して新たな出発を我々自身もする機会にするべきだということを書いて、議長不信任に対する賛成の討論にさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（寺岡公章） 通告のあった議員さんでまだ御発言のない方いらっしゃいますが、いかがですか。

12番、児玉議員。

○12番（児玉朋也） 大変多くの議員の皆さんが質疑、討論しておりまして、今聞いておりまして、今回、議長不信任決議案を見ますと、去る12月4日に行われました本会議の議案審査においてと書いておりますので、私は話が広範囲に至っておりますけれども、12月4日の議事進行のことに對して、議長不信任決議に對して、反対の立場で討論をさせていただきます。

議長は公正にその任を全うしており、議題とするほどに議長として資質が欠けているとは思っておりません。議会は言論の府であり、自由で活発な発言の場ではありますが、議会運営上、ある程度の議長の判断は必要だと考えております。今回の執行部の発言を制止した点は、議事進行上著しく公平性、中立性を欠くものではないと考え、反対したいと思っております。

○副議長（寺岡公章） そのほか、よろしかったですか。

では、他に討論はございませんね。よろしいですか。

では、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

令和元年決議案第4号議長不信任決議についてを起立により採決いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） もう発言する場面はありません。

〔発言する者あり〕

○副議長（寺岡公章） どうぞ、短くお願いします。

○16番（山本孝三） この問題が大竹市議会の歴史上初めての経験なんですね、そういったものはね。そういったこともあるし、議長選出の経緯から見ても、多くの皆さんをはじめ、我々を議会に送ってくださった市民の皆さんからも見て、議長不信任に対する、議会がどういう対応をするかということに注視されたいと思うんです。

○副議長（寺岡公章） 短くお願いします。

○16番（山本孝三） 我々は起立採決というふうなことではなくて、無記名投票でやっぱり決めるべきだと。そして各議員の皆さんの意志が、遠慮なく反映できるようなそういう方法をとるべきだということを提案したいんですが、賛同される方は一つ、ぜひ御協力ください。

○副議長（寺岡公章） しばらくお待ちください。

先ほど、山本議員のほうから採決のあり方について御提案がありましたが、無記名投票というあり方がこの場合の議案にふさわしいのかどうか、ルールを確認いたします。当てはまるものかどうかを確認いたしますので、お時間いただきたいと思っております。

休憩をしたいと思っております。

再開は午後2時を予定いたします。

~~~~~○~~~~~

11時55分 休憩

14時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（寺岡公章） それでは会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 短くお願いします。

13番、山崎議員。

○13番（山崎年一） 先ほどの、細川議長不信任決議案の提案の中で、一部字句の間違いがございましたので、訂正をお願いいたします。

結果として9月定例会で審議されることなく、という部分でございますが、9月定例会で審議されることを削除して、結果として12月定例会まで先送りとなりましたということに修正をお願いいたします。以上です。

○副議長（寺岡公章） ただいま、山崎議員から訂正の申し出がありました。

これを認めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 山崎議員。ただ、この件についても通告のほうはいただくことが必要ありますので、次回からよろしくをお願いいたします。

先ほどの休憩中、西村議員から発言の申し出を受けておりますので、これを許します。

9番、西村議員。

○9番（西村一啓） 先ほどの、議長不信任決議案の提案理由説明及び討論の中で、谷和地区の陳情に関して、事実と異なる不穏当な発言がありましたので、議長において発言の取り消しを命ぜられることを要求いたします。

初めに、9月6日事務局が谷和地区に陳情文章を郵送したとあります内容ですが、これは事務局のほうに陳情者が提出した書類が陳情書に基づく形式や内容が整っていないので、改めて提出をしてもらいたいという内容を、電話で説明をし、自治会長に郵送したもので、その後、9月15日、私たち大竹市議会の一議員として自治会に面談を申し入れ、陳情の内容についての内容確認、そして陳情の形式についてお伺いしたいと申し上げました。議長とか、委員長が出向いていったと、さも我々が打ち消すような関係で出向いていったように捉えられておりますが、それは内容が違います。そして話した内容につきましては、自治会の皆さん、人数は4名でございます。4名と私たち議員3名、7名で内容や形式についてお話をさせていただき、その中で取り下げや陳情書を要望にすることは一切発言はしておりません。要望書は、3年前から進めております、栗谷6地区の中の、3地区で4カ月に一度、3地区サミットというものを常に連携してとり行っており、その内容が全て要望書ですので、その内容のことについてならわかりますが、我々が要望書に書きかえてくれとかいうようなことは言っておりません。

以上、訂正をお願いしたいところでございます。以上でございます。

○副議長（寺岡公章） ただいま西村議員から、議長不信任決議案の提案理由説明及び討論の中で、発言内容が不穏当であるため、議長において発言の取り消し、また訂正を命じられたいとの要求がありました。

議長におきましては、後日、記録を確認の上、措置することといたします。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって後日、記録を確認の上、措置することといたします。

それでは休憩前に続きまして議事を継続をいたします。

先ほど山本議員から、決議案第4号の表決方法について、無記名の投票による採決とすべき、提案の動議が提出されました。

この提案につきまして。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） ありがとうございます。

この動議は、賛成者がありますので成立をいたしました。

決議案第4号の表決方法を無記名投票による採決とすべきと提案の動議を議題として、起立により採決いたします。

この動議のとおり、決定することに賛成の議員は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（寺岡公章） 結構です。

起立少数でございます。

したがいまして、決議案第4号の表決方法を無記名投票による採決とすべき提案の動議は否決されました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 御用件をお願いします。

〔「動議否決に異議あり」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） ただいまの宣告に対して、御異議がございました。

この場合の異議の申し立ては、会議規則第70条第2項の規定により、3人以上を必要といたします。

よって先ほどの議長の宣告に対し、異議のある方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（寺岡公章） 結構です。

起立者3名以上であり、異議の申し立ては成立いたしました。

よって決議案第4号については、無記名投票をもって採決をいたします。

実施準備のため、若干休憩をいたしたいと思えます。

~~~~~○~~~~~

15時01分 休憩

15時04分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（寺岡公章） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、令和元年決議案第4号議長不信任決議案を投票により採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（寺岡公章） ただいまの出席議員数は15名であります。

次に立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に3番原田議員、6番小田上議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（寺岡公章） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人は前にお願いします。

〔投票箱点検〕

○副議長（寺岡公章） 異常なしと認めます。

投票に先立ち念のため、事務局長をして、投票の手続について説明させます。

事務局長。

○議会事務局長（田中宏幸） 御説明申し上げます。

投票は無記名でございます。

議席におかれまして、賛成か反対かを御記入の上、職員の点呼に応じて議席番号順に御投票いただくことになっております。なお、副議長は最後に投票をお願いいたします。以

上でございます。

○副議長（寺岡公章） この投票は、決議案第4号の議長不信任決議案、これに賛成するか反対するかでございます。

では、御記入いただき事務局職員の点呼に応じて順次投票をお願いします。

〔事務局職員点呼・投票〕

○副議長（寺岡公章） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（寺岡公章） それでは開票を行います。

原田議員と小田上議員は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（寺岡公章） それでは、投票の結果を御報告いたします。

投票総数は15票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票15票、無効投票0票。

有効投票中、賛成4票、反対11票。

以上のおりでございます。

よって、令和元年決議案第4号は否決されました。

議事を交代いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第10〔一括上程〕

認 第 5号 平成30年度大竹市一般会計決算

認 第 6号 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計決算

認 第 7号 平成30年度大竹市漁業集落排水特別会計決算

認 第 8号 平成30年度大竹市農業集落排水特別会計決算

認 第 9号 平成30年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算

認 第10号 平成30年度大竹市土地造成特別会計決算

認 第11号 平成30年度大竹市介護保険特別会計決算

認 第12号 平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算

○議長（細川雅子） 日程第3、認第5号平成30年度大竹市一般会計決算から、日程第10、認第12号平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件を、一括議題といたします。

本8件に関し、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、児玉朋也議員。

決算特別委員会議案審査報告書

令和元年9月27日、第3回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記

のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

## 記

| 議案番号   | 件名                      | 審査の結果 |
|--------|-------------------------|-------|
| 認 第5号  | 平成30年度大竹市一般会計決算         | 認 定   |
| 認 第6号  | 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計決算   | 認 定   |
| 認 第7号  | 平成30年度大竹市漁業集落排水特別会計決算   | 認 定   |
| 認 第8号  | 平成30年度大竹市農業集落排水特別会計決算   | 認 定   |
| 認 第9号  | 平成30年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算 | 認 定   |
| 認 第10号 | 平成30年度大竹市土地造成特別会計決算     | 認 定   |
| 認 第11号 | 平成30年度大竹市介護保険特別会計決算     | 認 定   |
| 認 第12号 | 平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算  | 認 定   |

令和元年10月18日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

決算特別委員長 児玉 朋也

[決算特別委員長 児玉朋也 登壇]

○決算特別委員会委員長（児玉朋也） 去る9月27日の本会議におきまして、私ども委員8名で構成されました、決算特別委員会に御付託いただきました、認第5号平成30年度大竹市一般会計決算から、認第12号平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る件につきましては、10月15日、17日、及び18日に委員会を開催し、結論を得ておりますので、委員会審査の概要と結果につきまして御報告を申し上げます。

9月定例会終了後に開催されました第1回決算特別委員会におきまして、不肖、私、児玉が委員長に、日域委員が副委員長に互選された次第でございます。

身に余る大役を務めさせていただき、委員各位の御協力により、本日報告の運びとなりましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

審査の方法につきましては、まず、一般会計の歳出から各款ごとに進め、歳入は一括して行い、続いて総括質疑の後、討論、採決を行っております。

特別会計7件につきましては、各会計の歳入歳出一括質疑を行い、討論終結後、採決を行っております。

それでは、審査の内容について御報告申し上げますが、3日間にわたる質疑応答や御意見など、膨大なものとなっておりますので、要約しての報告となりますが、御了承いただきたいと思っております。

それでは、はじめに、第1款議会費でございますが、「最近A Iによる音声認識機能を用いて、会議録を自動で文字変換し作成する情報があり、導入を進めている他の議会もあるかと思うが、今後の大竹市における導入の考え方を伺う」との質疑に対し、「広島市においては全庁的かと思うが、A Iによる要約機能を備えた会議録のシステムを導入されたという報道等がされたが、大竹市と同程度の県内市においては、今のところ導入されていないようである。今後、機会を捉えて、システムの精度、導入による効果等確認していきたい」との答弁がございました。

続きまして第2款総務費では、まず、「坂上線代替運行委託料、栗谷線代替運行委託料に関して年間利用者数の資料提供を受けた。最近、特に中山間地の高齢者が免許証を返納するというところで、本来ならば利用者がふえるべきであるところが、過去5年間を累積して見てみると、余り数字的には変わっていない。これから先を考えて、この現状を今後どういうふうにつまみ、どのように取り組んでいくのか伺う」との質疑に対しまして、「中山間地のバス利用者については、人口が少なくなる中で確実に減っている。しかし、かつて民間企業が運営していたこの路線の廃止後、代替バスという形に変更し、運営しており、生活路線バスとして利用されていると認識しており、このまま人口が減るので廃止するというわけにはいかない。実際にアンケートをしたところ、利用されている方々の満足度が高いというふうにお聞きしており、このまま維持していきたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「賦課徴収費に関して、県税である自動車税はコンビニエンスストアで納付できるが、市税である軽自動車税は納付できない。今後、市税もコンビニエンスストアで納付ができるようにならないのか伺う」との質疑に対しまして、「コンビニエンスストアでの収納については、平成23年度に関係課で協議したが、導入のメリットとデメリットや近隣自治体の導入状況など、総合的に検討した結果、費用対効果の面から見送られた経緯がある。近年、県内市町の多くが市民サービスの向上を主な理由として、コンビニエンスストアでの収納を導入しており、一部の市町では収納率の上昇が見受けられた。そうしたことから、再度検討を始めており、導入費用や基幹業務システムとの連携費用等の見積もりを業者に依頼している。また最近、利用が拡大しているキャッシュレス決済等による収納方法もあわせて調査している。税金以外にも収納にかかわる関係課も多数あり、意見を聞きながら検討したいと考えている」との答弁がございました。

続きまして、第3款民生費では、まず、「社会福祉総務費の生活困窮者自立支援事業委託料に関して、事業の内容と効果について伺う」との質疑に対しまして、「生活困窮者自立支援事業は、経済的自立だけでなく、社会生活の自立などを目指し事業を実施している。生活困窮者は多重債務、虐待、DV、病気、障害やひきこもりなど、さまざまな状況があ



り、多くの要因が複合化している。自立支援事業は、生活困窮者にとって支援・サービスの一元的な拠点となれるよう関係機関と連携し、総合調整を行う役割を担っている」との答弁がございました。

次に、「民生委員・児童委員について、慢性的な手不足であると聞く。現在の状況について伺う。また、民生委員・児童委員活動報償費を来年度増額する予定があるか伺う」との質疑に対しまして、「現在の民生委員・児童委員は令和元年11月末に任期満了となる。12月1日から主任児童委員を含め、68名の選任となるが、退任される方の後任について数名決まっていない状況である。地域福祉のことを考え活動していただいている方々であり、基本的にはボランティアとなる。広島県から活動費等について増額することがなければ、大きく変える予定はない」との答弁がございました。

続きまして第4款衛生費では、まず、「救急相談センターの周知方法について伺う」との質疑に対しまして、「広島広域都市圏の軸である広島市が、一括してポスターやリーフレット、啓発カードを作成した。そのうち大竹市分として送付されたものを、市内の公共施設や医療機関等に配布した。また、民生委員には高齢者等へリーフレットや啓発カードを配っていただくようお願いしている。救急相談センターの運用開始当初は、圏域内の広報事業として、中国新聞の朝刊に記事を掲載し、RCCラジオにてPRを行っている。また、圏域内の駅や店舗へポスターを配布しており、大竹市内では大竹駅、玖波駅、ゆめタウン大竹店や、ゆめマート西栄店に掲示をしていただいている。市では、ホームページに内容を掲載し、市広報紙の平成31年2月号、3月号と9月号に記事を掲載した。また、お子様をお持ちの家庭に対しては、子育て情報誌の中に掲載している」との答弁がございました。

次に、「環境衛生費の備品購入費において、購入した監視カメラを移動型とした理由について伺う」との質疑に対しまして、「移動型ということで、電池で稼働し、瞬時に不法投棄の現場に設置し、監視することが可能である。また、内蔵のセンサーにより何もなときは停止するため、電池の消耗を抑えるようになっている」との答弁がございました。

続きまして、第5款労働費については、質疑はございませんでした。

続きまして、第6款農林水産業費では、まず、「中山間地では、餌を求めて畑や民家近くにイノシシが出没しているようであるが、猟ができない時期はどのような対策がされているのか。また、野猪等被害防除施設設置事業の申請件数について伺う」との質疑に対し、「猟期以外の捕獲は、地域の方々の要望等を受け、有害鳥獣の捕獲を猟友会に依頼等をしており、猟友会の方と捕獲わなの設置場所を相談しながら、対応している。また、野猪等被害防除施設設置費用の補助については、平成30年度は37件の申請があり、補助金を交付している。わな以外で畑を守っていただくために、防護柵等設置していただけるよう広報もしている。今後とも、農業被害を減らしていくために、情報を得ながら検討していきたい」との答弁がございました。

次に、「行政の立場から、阿多田島の水産業をどのようにしようと考えているか伺う」との質疑に対しまして、「あたたハマチtoレモンは、高知大学の協力を得てブランド魚の開発に取り組み、平成29年度は2,000尾、昨年度は4,000尾を生産し販売された。今年度は

6,000尾を予定していると聞いている。本市としては、広報誌や雑誌等でPRし、大竹市の特産品として、今後とも情報の発信に取り組んでいきたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「大河原ため池から元町3丁目方面においていく道の扱いは何か。また、石や石垣の崩落等、非常に荒れた状態であるが、活用方法がないのか伺う」との質疑に対しまして、「大河原ため池から元町のほうにおいていくこの道は、里道のような扱いになっており、補修する場合は一般道路補修または環境整備工事等で対処しているが、資材を運搬するのもなかなか難しく、鉄板、矢板等で橋渡しするような復旧をしているところもあり、一般の方が普通に歩けるような状況ではないというのも事実であり苦慮している。今後も維持、管理は継続していきたいと考えている」との答弁がございました。

続きまして、第7款商工費については、質疑はございませんでした。

続きまして、一括して審査を行いました第8款土木費及び第11款災害復旧費では、まず、「橋りょう補修調査設計業務委託料及び橋りょう等定期点検業務委託料について、大竹市内に玖波の向井田橋など、塗装がはがれ、腐食が進んでいるような鋼橋もあるが、調査の結果及びメンテナンス等の対応状況について伺う」との質疑に対しまして、「橋梁の点検は、5年サイクルで行い、健全度を確認している。向井田橋については、健全度は中程度であるが、手すりのさびがひどく、昨年度、手すりの塗装の補修を行う予定であったが、平成30年7月豪雨による災害対応の影響を受け、今年度にずれ込んでいる。向井田橋だけでなく、市全体の橋梁について、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、健全化に向け、対応に取り組んでいる」との答弁がございました。

次に、「河川・水路改良保全事業に関して、大谷川や、玖島川、大膳川などの河川で、水草等が流れを阻害している箇所がある。近年では、突然の豪雨が多く発生しており、近隣の住民から不安の声や、水草等の除去について要望を受けることがある。今後の対応について考えを伺う」との質疑に対しまして、「市が管理する普通河川については、河川改良費の一般河川（水路）浚渫工事の予算を用いて、主に河川内の木などを伐採等しており、水の流れを阻害しないよう、対応している。また、今年度は500万円に増額した予算を組んでおり、さらに対応を進めるよう取り組んでいる」との答弁がございました。

次に、「平成30年7月豪雨によって被害を受けた道路等の復旧工事に係る事業を、今年度に繰り越しているが、現在の進捗状況について伺う」との質疑に対しまして、「災害復旧については4事業を繰り越している。

まず、大迫谷尻線災害復旧事業は、今年の7月8日に工事が完了し、通行可能となった。

次に、松ヶ原奥谷尻線災害復旧事業は、今年の4月26日に工事が完了し、通行可能となった。

次に、阿多田農道災害復旧事業のうち、阿多田島を一周する阿多田1号農道は8月15日に工事を完了した。阿多田2号農道は、資材等の搬入のため阿多田1号農道が完了してからの着手となったため、今年の12月末までに完了予定である。

次に、広原川災害復旧事業は、当初7月末を完了予定としていたが、資材調達の関係や、天候等の状況もあり、また、農作の時期の関係で、現時点で田畑の中に工事用の仮設道路

を設置できないため、12月末に完了予定である」との答弁がございました。

次に、「平成30年7月豪雨の際、秋葉川から小瀬川に放流しているバイパス管の流入口のスクリーンが、上流からの土石流で詰まり、流れてきた水が大量にあふれ、元町地区、本町地区、白石地区に流出するといった事象があった。今後、同様の大雨が降った際の対策について、取り組み状況を伺う」との質疑に対しまして、「秋葉川のスクリーンの閉塞防止の対策としては、スクリーンの上部をカットして高さを低くし、土石がたまった場合に、水の流れが流路の外に流れていかなないように改良している。今年度、大雨などで災害対策本部が設置等された際に、現場を確認したが、土石による大きな閉塞等は発生していない状況である。また、広島県が改良している上流の流路工についても、早期整備を要望していく」との答弁がございました。

続きまして、第9款消防費では、まず、「消防年報に記載の年齢別の団員数を見ると、定数330人の約1割に相当する30人近い方が条例に規定された65歳定年により、ここ数年で退職されることが見込まれる。この65歳定年ということについて、近隣の消防団では定員を確保するために、既に定年延長をしているということも聞いているが、定年延長に向けての今後の取り組み、人数の確保についてどのように考えているのか。また、退職報償金についても、勤務年数5年刻みで最高が30年以上で頭打ちになっており、今後、勤続30年以上の退職の方がかなり見込まれる中、勤続年数の枠組みの見直しについて伺う」との質疑に対しまして、「消防本部として、定年延長を求める声というのは確かに把握しているが、具体的にはなっていない。今年9月に行われた消防団の幹部会議の席において、消防団長から各分団長へ定年延長についての考えを出してもらうよう依頼しており、今回の幹部会議において取りまとめをするという状況である。消防団員の退職報償金の増額区分の見直し等については、消防組織法に基づく全国的な制度であるため、大竹市独自の調整はなかなか難しく、また、退職金の増額等についての要望は、現在のところ把握していない」との答弁がございました。

次に、「台風等の災害の際、防災無線等での避難広報により自主避難された市民の方の中には、食糧や毛布を持参することが困難な方もいる。せめて毛布はお貸しできるような避難所に備蓄しておくことが望ましいが、避難所の備蓄品の整備計画について伺う」との質疑に対しまして、「毛布の持参は強制するものではないが、避難所の備蓄品も数に限りがあり、西日本豪雨やことしの台風19号のような大きな災害により、避難者の方がたくさん来られたときは、不足するということが予想される。こういったことを踏まえ、常日ごろから御自分の身の回りの部分については、できるだけ御自分でしていただくということも含め、少しずつでも、そういったことを浸透させていきたいと考えている。ただ、取るものもとらず逃げたという状況もあるので、そういった場合には、こちらで用意させていただいている毛布や食糧などで、フォローさせていただきたいと考えている。また、避難所で板の間で過ごすのは不便であるため、マット等の購入を今年度から計画的にしていきたいと考えており、予算要望させていただいている」との答弁がございました。

続きまして、第10款教育費では、まず、「中学校教育振興事業（英語学力向上事業）における英語検定の受験費用の助成として、教育振興費の役務費で、予算額が65万6,000円

と計上されているが、支出済額は44万8,000円で、不用額が20万8,000円になった理由を伺う」との質疑に対しまして、「中学3年生を対象に英語検定の各級に何人受験するかを想定して予算計上したが、実際の受験者数が見込みより少ない人数となった。今後は、どのような理由で受験するのが難しかったのかを調査していきたい」との答弁がございました。

次に、「いじめ防止対策委員会謝礼で3万6,000円を執行しているが、教育要覧の相談受理状況でいじめが0件であることの理由を伺う。また、不登校を理由に相談室に通っている人数について伺う」との質疑に対しまして、「平成30年度でいじめの認知件数は小学校で13件、中学校で11件あったが、全て学校で対応しており、相談室に相談したのは0件となっている。また、不登校を理由に相談室に通っている人数は、毎日通う子供や、調子が悪くなったときに通う子供を含めて、小学生が3名、中学生が4名である」との答弁がございました。

続きまして、第12款公債費、第13款予備費については、いずれも質疑はございませんでした。

続きまして、歳入における一括質疑では、「ふるさと納税で市民が他の自治体に行った寄附額の、75%部分が交付税により埋め合わせされるとのことだが、これを超える額は無理なのか伺う」との質疑に対しまして、「実際には市民税部分と県民税部分があり、おおむね5分の3が市民税、5分の2が県民税になるので、交付税で戻ってくるという言い方ではなくて、寄附した額の何割が手元に残るかという理論上の数字としては、大体85%ぐらいかと思われる。これは県民税部分もあるので、市民税部分で計算した場合こうなるということである」との答弁がございました。

続きまして、歳入歳出全般にわたる総括質疑では、まず、「再編交付金の用途等については、ソフトからハードまで積み立ても含めてさまざまな使い方をされているが、積立金の額や基金の額、事業ごとのそれぞれの割り当て金であるとか、そういった割り振り、あるいは用途についてルールといったものはあるのか伺う」との質疑に対しまして、「再編交付金交付要綱で、事業が2カ年度以上継続する場合は基金を造成することができ、用途については、常勤の職員の給料や個人に対する見舞金などについては充当することができない。現在、7つの基金を造成して複数の事業を実施しているが、これらについては割当金等が決まっているわけではなく、毎年度の予算編成で、再編交付金の交付見込み額の中で基金への積立額を決めている」との答弁がございました。

次に、「10月1日から消費税率が10%に引き上げられたことにより、この恩恵が大竹市にどれぐらいあるのか伺う」との質疑に対しまして、「消費税率が8%から10%に引き上げられたことにより、大竹市に入ってくる地方消費税交付金は、来年度1億円近くふえると推計している。ただし、ふえた分は全て幼児教育・保育の無償化に使われるため、交付税の基準財政収入額に算入されるという形になっており、大竹市単体で考えた場合、メリットは特にないと考えている」との答弁がございました。

以上で、一般会計に関する質疑を終了し、討論に入りましたが討論はなく、平成30年度一般会計決算は、認定すべきものと決しております。

続きまして、特別会計決算の審査状況を、審査した順に御報告申し上げます。

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の3件につきましては一括して審査を行いました。

まず、「健康づくり推進事業における、特定健康診査について、市民の健康の増進に向けて、どのような流れで実施しているのか、また、市民の反応と成果等について伺う」との質疑に対しまして、「特定健康診査はメタボリックシンドロームの予防に着目し、40歳以上の方を対象にしている。特定健康診査を受けられた方のうち、数値的に問題がある方を対象に案内文を送付し、保健師による保健指導を受けてもらうことや、医療機関を受診されるよう促している。大竹市は広島県内で保健指導の参加率が高いほうであるが、医療機関の受診までされる方は多くはないと考えている。今後、より関心を持ってもらうため、特定健康診査の結果の見方を学ぶ説明会の開催等を検討している」との答弁がございました。

次に、「平成30年度から国民健康保険の県単位化が実施されているが、大竹市においてどのような影響が出ているか伺う」との質疑に対しまして、「県単位化によって、県で事務手続がまとめられ簡略化された。保険証等の年度更新の事務を国保連合会に委託したこともあり、事務の効率化が図られている。また、保険料については、県が全体の医療費を推計した上、各市町の負担額を算出し、各市町はそれを支払うようになったため、各市町の医療費の増減によって、大竹市の負担が変わることはない。保険給付についても、大竹市で必要となる給付費の相当額に対しては、全て県から交付金が支出されている。こうしたことにより、安定した財政運営につながっている」との答弁がございました。

続きまして、一括して審査を行いました大竹市漁業集落排水特別会計及び大竹市農業集落排水特別会計では、まず、「漁業集落排水特別会計の調査設計等業務委託料と取付管等布設工事の内容について伺う。また、農業集落排水特別会計の調査設計等業務委託料と管渠施設改修工事の内容について伺う」との質疑に対しまして、「漁業集落排水特別会計と農業集落排水特別会計の調査設計等業務委託料は、農林水産省が策定したインフラ長寿命化基本計画に基づき、栗谷地区の農業集落排水と阿多田島の漁業集落排水について、施設の既存資料や補修履歴の整理、各施設の劣化状況等を現地調査して整理した。

続いて、漁業集落排水特別会計の取付管等布設工事は、1敷地に2軒家屋が建築しており、今までは、所有者の申請で1軒分の取りつけ管及び公共柵の設置をしていたが、もう1軒の家屋の申請も出たため、負担金をいただいて新たに公共柵の設置工事を行った。最後に、農業集落排水特別会計の管渠施設改修工事は、マンホールポンプの取りかえや栗谷小学校の水位計の取りかえ工事等を行った」との答弁がございました。

次に、「農業集落排水特別会計の施設管理費で保守点検業務委託料があるが、水質検査も含めて委託をしているのか、また、水質検査をしている場合、結果の公表をしているか伺う」との質疑に対しまして、「保守点検業務委託料は、施設の管理や水質管理等も含めて委託している。水質検査の結果については、公表はしていないが、広島県の担当部署へ3カ月に1回報告をしている」との答弁がございました。

続きまして、「大竹市港湾施設管理受託特別会計では、まず、繰越金について、どのような処理が行われているのか伺う」との質疑に対しまして、「最終的に黒字となった部分

について、一定のルールに基づいて広島県と大竹市で折半しており、大竹市においては繰越金を大竹市一般会計に繰り入れしている」との答弁がございました。

次に、「飛石港の栈橋について、渡橋部分の更新計画について伺う」との質疑に対しまして、「栈橋は広島県の施設であるが、漁業協同組合が大竹市へ要望していることもあり、今後も地元の要望に応じていただけるよう、広島県に要望していく」との答弁がございました。

続きまして、土地造成特別会計では、「工事請負費の不用額が生じた主な理由として、主要事業報告書では、旧小方中学校のグラウンド盛土工事事業未執行のためとある。実際には、盛り土がされている箇所があるが未執行である理由について伺う」との質疑に対しまして、「一部に民地が残っている部分があり、その整理と、まとまった土が手配できれば盛り土を行える。また、現在、岩国大竹道路工事で発生する土砂の一部を仮置き場として国に協力している状況であり、工事が未執行となっている」との答弁がございました。

以上で特別会計7件の質疑を終了し、一括討論に入りましたが討論はなく、いずれも認定すべきものと決しております。

以上が、3日間にわたる決算審査の概要と結果でございますが、委員各位及び執行部職員におかれましては、円滑な議事運営に御協力をいただき、効率的かつ充実した審査となったと考えております。この場をおかりして皆さんの御協力に対し、お礼を申し上げます。

また、執行部におかれましては、この決算審査での質疑を通して各委員から出された意見・要望などについて、今後の市政運営に反映されるよう重ねてお願い申し上げまして、決算審査の報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論ありませんか。

16番、山本議員。

○16番（山本孝三） 最初に申し上げておきますが、私は一般会計決算と土地造成特別会計決算、それに国民健康保険特別会計決算と介護保険特別会計決算の4点については、討論をさせていただいて、反対の立場を表明します。

それで具体的な理由を端的に述べさせてもらうんですが、御周知のように、一般会計から土地造成特別会計あるいは土地造成にかかわっての基金の積み立て、こういうところに市民負担に基づいた、支出がなされております。大竹市の財政が困難だと言われる最大の理由は、大願寺の造成事業が大きく影響しているということは皆さんも御承知だと思うんですね。この大願寺にかかわる借金が返済できるのはまだ10年以上かかる。それで私はこの大願寺の問題については、計画の段階からずっと審議に参加をしたり、その都度の表決にあたっては、態度表明をしてきました。しかし、その時期時期の市長をはじめ、担当の

部課長、借金を残さんといって、強行してきたんです。これ市民に対するそういった説明なり、約束は反故されたわけですよ。だからその当時の市長にしても、担当の部課長にしても、その責任を問われないままにきとるわけですよ。その尻拭いをせざるを得ない、言い方悪いですけど、入山市長の代になって、また10年も15年もこの問題を引きずりながら苦勞せにやいかんということにはなつとるわけで、私としては、計画の段階から当時の市長、担当部長、市民に対する責任をどうとるのかということ、その都度強く感じるんですよ。そういう思いで、一般会計から支出されるこの大願寺の一般会計からの支出、土地造成を支える借金返済の問題等、賛成するわけにはいかないということ、改めて申し上げて、この2つの会計には反対をしたいと思います。

ただ単に私は反対だけを申し上げるつもりはありません。入山市長のもとで、二階堂市長以来取り組んでこられた保育行政等については、他市にまさる施策が維持強化されとるわけですから、また入山市長のもとでは、特に教育行政の分野で過重な負担をしている教員の負担軽減を幾らかでも、緩和するという努力がされて、せんだつても指摘もしましたが、約70名を超える臨時職員の皆さんの配置等については、これは入山市長の努力の結果であり、さらなる努力をしていただくことを望んでおります。

今、通学路や歩行者の安心安全対策ということで、国を挙げてその対策の強化が求められておるわけですが、この分野では今、歩道の道路標識とか、一旦停車の道路標識がなされております、市内のあちこちで。

この問題に関連をして、私はぜひ引き続いて大竹市も市道や国道、県道にかかわる歩行者、通学路の整備に当たってはさらなる努力をしてもらいたいと思うんです。指摘しておきたいのは、都市計画街路でも、両側に歩道があるところでも40キロの制限をしている区間があるんです。ところが、南栄地区や西栄地区の市街地では、歩道標識もなければ、道路の幅員も非常に狭いのに40キロだという速度制限がいまだに改められておらんのです。私も日常使う新町地区の道路にしても、速度制限の標識すらない。こういうことではいつ事故が起きるかもわからんし、通学する子供やお年寄りの安心安全な生活道として、利用する上でも危険が伴うわけですから、こういうことについてはぜひ早期の改善をお願いしたいと思います。

それから今、南海トラフ地震ということがやかましく言われて、防災対策の強化が望まれておるし、国・県を挙げて、そのことについての具体策がされようとしておりますが、この防災に関しまして私は従来から、大竹市内にある3つのダムの事前放流の実施をぜひお願いしたいということで、質問もしておるんですが、今、西日本の防災害、東日本の防災害を受けて、発電用のダム、大竹市の上流には中国電力のダムが渡ノ瀬にあります。この発電用のダムについても、事前放流の実施をするということに踏み切ったところもあるんですよ。この間の一般質問で、満杯になれば川になるんです。こういう答弁やつたですね。そんなことでは困るんです。しかも大竹市内の河川の堆積した下層の土砂の除去や搬出はどこまで進んだら、こういったのを皆さんに聞いてもね、手をつけられん状態になつとるんだと、心配でいけんのです。こういう要望もあります。ですから、小瀬川を国の管理とする河川ではありますけども、市としても十二分に下流の市民の皆さんの安全を確

保できるように、ぜひ関係機関にも要望して、そのことについての取り組みをお願いしたいと思うんです。

少し言おうとしましたが、歩車分離の信号ですね、大竹市には小方地区を中心に3カ所ありますが、これも私はもっと必要なところに配置をするということを検討してもらいたいと思うんですよ。大竹市には交通安全対策協議会もありますから、こういう機関とも協議をされて、ぜひ必要箇所に歩車分離の信号機を造成するという取り組みも合わせてお願いをしたいと思います。

以上、一般会計と特別会計、土地造成特別会計にかかわっての討論にします。

それから、国民健康保険特別会計と介護保険特別会計の問題ですが、これが機会あるごとに要望もし、提案もさせてもらっておりますが、ここらについては既に、平成30年度3歳未満児に対しては、均等割を免除するというふうな措置をとっているところも生まれておりますし、平成31年度に入ってからそういった自治体がふえております。ところが大竹市の担当課の答弁もこれ市長の意図を受けてからの答弁でしょうが、ばらまき行政はやらんのだと、非常に冷たい答弁を先だつての本会議でもなされましたが、そうではなくて、子育て、大竹市の今の人口減に歯どめをかける上でも住みよい、子供を育てやすい、そういった行政展開が求められておると思うんで、ぜひ検討されてその方向で一つ取り組んでほしいということを申し上げておきます。

それから介護保険特別会計の問題で要介護認定で介護1、2の方が介護保険対象から外されるということが今、問題になっておりますが、一番戦前戦後苦勞されてきた方が今、介護のお世話にならないといけないという年齢の人ばかりなんです。だからそういう過去において、大竹市のまちづくり等に貢献されたお年寄りこれを大事にするという考え方をぜひ行政に生かしてもらって、介護に対する要介護1、2の現状案を国が強行すれば、それに対する、かわる対応を一つ具体化してもらって、お年寄りを大事にする一つの行政を入山市長にお願いしたいと思います。

以上、要望も含めて討論に変えます。

だから、一般会計決算と土地造成特別会計決算、国民健康保険特別会計決算と介護保険特別会計決算には反対の立場での討論でございます。

○議長（細川雅子） 山本議員、次からはぜひ発言の通告をお願いいたします。

他に討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件のうち、認第5号平成30年度大竹市一般会計決算及び認第6号平成30年度大竹市国民健康保険特別会計決算及び認第10号平成30年度大竹市土地造成特別会計決算及び認第11号平成30年度大竹市介護保険特別会計決算を除く4件を、一括採決いたします。

本4件に関する委員長の報告は、いずれも認定であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本4件は認定することに決定いたしました。

続いて、認第5号平成30年度大竹市一般会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（細川雅子） ありがとうございます。起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

続いて、認第6号平成30年度大竹市国民健康保険特別会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（細川雅子） ありがとうございます。起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

続いて、認第10号平成30年度大竹市土地造成特別会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（細川雅子） 結構です。起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

続いて、認第11号平成30年度大竹市介護保険特別会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（細川雅子） 結構です。起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第11～日程第17〔一括上程〕

議案第59号 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第60号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理について

議案第61号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第62号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について

議案第63号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第65号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について

議案第68号 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第3号）

○議長（細川雅子） 日程第11、議案第59号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてから、日程第17、議案第68号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第3号）に至る7件を、一括議題といたします。

本7件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、西村一啓議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和元年12月4日、第4回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査の結果 |
|--------|---|-------|
| 議案第59号 | 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について | 原案可決 |
| 議案第60号 | 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理について | 原案可決 |
| 議案第61号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第62号 | 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第63号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第65号 | 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について | 原案可決 |
| 議案第68号 | 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第3号） | 原案可決 |

令和元年12月5日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

〔総務文教委員長 西村一啓議員 登壇〕

○総務文教委員長（西村一啓） それでは12月4日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案7件につきまして、5日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第59号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について及び議案第60号会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理についての2件に

ついて、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本2件では、「報道等では、会計年度任用職員制度の導入により給料の月額を減額して、期末手当を増額することにより、年収としてはふえるが月々の収入が減ってしまうと聞か、大竹市の考えを伺う」との質疑に対しまして、「月給は職種によっては1万円から1万5,000円程度、減額となる場合もある。しかし、その場合でも期末手当を加算すると年収では20万円程度の増額となる。できるだけ月額への影響が少ないように調整をする」との答弁がございました。

次に、「今回の会計年度任用職員制度の施行により増額する支出金額と、財政措置について伺う」との質疑に対しまして、「期末手当や通勤手当等を含めて約7,000万円の増額を見込んでいる。財政措置については、国へは要望を出しているが、国や広島県の財政措置があるとの情報はなく、全額大竹市の負担と見込んでいる」との答弁がございました。

次に、「会計年度任用職員の採用方法について伺う」との質疑に対しまして、「基本的には、今までと同様に選考採用で、面接を行い採用をする。ほかの市町では、筆記試験を実施するというところもあるため、採用方法について研究をしていく」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第61号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第62号特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について、及び議案第63号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての3件につきましては、一括して審査をしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本3件では、「今回の改正に伴う、特別職の職員及び議員に支給する期末手当への影響額について伺う」との質疑に対しまして、「影響額としては、総額約46万円の増額となる。内訳は特別職の職員分が約13万円、議員分が約33万円である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入ったところ、議案第63号に反対の立場で1名、賛成の立場で1名の委員から討論がございました。

まず、反対の立場では、「議員の期末手当の増額は、人事院勧告に基づいているが、本来、人事院勧告は公務員を対象とするものであり、議員などに適用されるものではないため反対である」との討論がございました。

次に、賛成の立場では、「人事院勧告に基づく、大竹市の一般職の職員の期末手当・勤勉手当の改正に伴うものであり、議員にも同様に増額が必要であると考えため賛成である」との討論がございました。

討論を終結し、採決の結果、本3件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第65号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更についてでございますが、本件では質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第68号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第3号）でございますが、本件では、「幼児教育推進事業で424万円とあり、提案理由の中で保育料の増額が原因と説明があったが、増額の時期と金額を伺う。また、預かり保育の現状を伺う」との質疑に対しまして、「利用者数が一番多い幼稚園で10月1日から、教育部分の保育料について、月額2万1,550円を月額2万5,700円に増額したことによる。増額の総額は270万円である。また、預かり保育部分の保育料も、今回の新しい制度では、就労などで保育の必要性がある方の保育料は無償化される。当初、40人分を計上していたが、10月1日時点で約50人が認定されており、今後も増加することが考えられるため、60人分で見込み直し、154万円を補正予算計上するものである」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案7件の、審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

通告を受けておりますので、発言を許可します。

13番、山崎年一議員。

○13番（山崎年一） 議案第63号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、反対の立場で討論をいたします。

この度の議員の議員期末手当の増額は公務員の人事院勧告に基づいて、非常勤特別職であります議員に適用しようとするもので、期末手当4.45月分を4.475月分に、0.025月分増額しようとするものであります。

本来、人事院勧告は公務員に適用されるもので、議員などの非常勤特別職に適用するものではないと考えます。今回の増額で、議員期末手当は4.475月分が2割増しの制度で5.37月分となります。平の議員で年額にして実に198万6,900円にもなります。大竹市内の事業所で5.37月分の期末手当が支給される企業がどこにあるのでしょうか。恐らく大竹市議会がトップの期末手当の支給ではないのでしょうか。市民の生活を顧みる、そんな議員であるべきと思っております。

また本年8月に行われました、大竹市議会議員選挙は無投票という結果で、市民の期待を裏切る結果となりました。無投票を受けて市民の中で、大竹市議会の行く末に大きな不満を持たれています。また市民の中には議会の議員定数に対して、真剣に取り組むべきとの指摘もあります。市議会議員選挙が済んで、早くも5カ月が経過しましたが、本市議会では定数問題や議員の処遇について取り組む姿勢がいまだ見られておりません。本来、無投票を受けて、直ちにこれらの課題に積極的に真剣に取り組むべきだと私は考えます。な

り手不足などの問題にすりかえるのではなく、真摯に向き合うべきであります。今回の市議会議員選挙は定数16名に対して、4名の新人が候補としてあがってまいりました。前回の市議会議員選挙は6名の新人候補がいました。その間行われた補欠選挙には3名と2名の候補者が立候補されております。したがって、私は議員のなり手不足ではない。確かに中小の市町におきましては、無投票ということが大きく挙げられております。なり手不足を口実に議員の処遇アップを図るという姿勢ではなく、定数問題と議員の処遇は別個の問題であります。県議会議員の報酬は1,500万円から2,000万円近い報酬があります。それでも無投票であることから考えると、決してなり手不足ではない、こう私は考えております。

議員に挑戦できる選挙制度をしっかりと検討し、誰でもが議員に挑戦できる、そんな制度を構築するというを、検討すべきだと考えております。

以上、反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 他にも通告を受けております。

12番、児玉朋也議員。

○12番（児玉朋也） 私は議案第63号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを、賛成の立場で討論したいと思います。

昨今では議員の高齢化が進み、若い世代への世代交代がなされてない状況と言われております。扶養家族を抱えた若い世代の人々の議員のなり手不足が深刻です。

当大竹市議会は無投票という形で、残念ながら市民の付託を得ておりません。そのようなことを避けるためにも、市議会の魅力を高め、若い世代や優秀な人材が集まる手段の一つとして、報酬増も必要と考え、賛成といたします。

○議長（細川雅子） 発言の通告をいただいておりますのは2人でございますが、他に討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件のうち、議案第63号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを除く6件を、一括採決いたします。

本6件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本6件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第63号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細川雅子） 結構です。起立多数と認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第18～日程第24〔一括上程〕

議案第58号 訴えの提起について

議案第64号 大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第66号 大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について

議案第67号 大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定について

議案第69号 令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第70号 令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第71号 大竹市印鑑条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第18、議案第58号訴えの提起についてから、日程第24、議案第71号大竹市印鑑条例の一部改正についてに至る7件を、一括議題といたします。

本7件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、北地範久議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和元年12月4日、第4回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                           | 審査の結果 |
|--------|------------------------------|-------|
| 議案第58号 | 訴えの提起について                    | 原案可決  |
| 議案第64号 | 大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について        | 原案可決  |
| 議案第66号 | 大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について | 原案可決  |
| 議案第67号 | 大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定について      | 原案可決  |
| 議案第69号 | 令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  | 原案可決  |
| 議案第70号 | 令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） | 原案可決  |
| 議案第71号 | 大竹市印鑑条例の一部改正について             | 原案可決  |

令和元年12月6日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

生活環境委員長 北地 範久

〔生活環境委員長 北地範久議員 登壇〕

○生活環境委員長（北地範久） それでは、12月4日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託いただきました議案7件につきましては、12月6日に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第64号大竹市道路占用料徴収条例の一部改正についてでございますが、本件では、「今回の条例の一部改正により、道路占用料の収入にどの程度の影響があるか伺う」との質疑に対しまして、「占用物件の種類によって増減するものがある。例えば第1種電柱は、年430円が年440円に増額するが、広告塔は年1,900円から年1,700円に減額する。来年度の予算における占用料の全体の収入としては微減の見込みである」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第58号訴えの提起についてでございますが、本件では、「訴えの相手方が、保険給付の費用を請求しても支払いをしてくれない理由を把握しているか伺う」との質疑に対しまして、「診療日数や、過失割合に不満があるようであるが、詳細な話はできていない。また、相手方の支払い能力の有無については現時点で不明である」との答弁がございました。

次に、「本件に係る訴訟費用は、訴えの相手方に請求できるのか伺う」との質疑に対しまして、「日当や書類作成費用、申し立て費用など、一部の費用については相手方に請求することができるが、請求には訴訟費用の確定の裁判などが必要になる。これらには手間と労力を要するため、訴訟費用は当事者双方がそれぞれ負担するのが一般的である」との答弁がございました。

次に、「本件の要因となった交通事故による被害者は、重症を負い、さらに治療に要する医療費の自己負担額も発生している。被害者に対して、大竹市として何かサポートできることはないか伺う」との質疑に対しまして、「無保険事故の被害者を救済する制度として、政府保障事業などがあり、その案内をするなど、サポートをしていきたいと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第66号大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定についてでございますが、本件では「前回の当該施設の指定管理者の指定についての議案は、平成29年3月定例会に提出されているが、今回は12月定例会での提出である。指定期間の始まりは、いずれも翌年度の4月1日からでもあり、議案が提出される時期が異なる理由について伺う」との質疑に対しまして、「指定管理者の指定についての議案は、指定管理候補

者からの申請書類等が全てそろった後に提出ができるため、状況によっては議案の提出時期が異なることがある。円滑な施設管理を図るため、なるべく12月定例会に議案を提出できるように、努めているが、前回は事業内容等が定まるまで時間を要したため間に合わず、3月定例会での提出となった」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第67号大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第71号大竹市印鑑条例の一部改正についてでございますが、本件では、「従来は成年被後見人であれば印鑑登録の申請ができなかったが、今回の条例の一部改正により、意思能力を有することが確認できれば、印鑑登録が受けられ、印鑑登録証明書が交付可能となる。これにより土地や建物の所有権移転など、重要な申請や契約等もできるようになる。大竹市としては、申請された成年被後見人の方に問題や被害が発生しないよう、窓口で慎重な判断・対応が必要になると思うが、考えを伺う」との質疑に対しまして、「今回の条例の一部改正の趣旨は、成年被後見人であるということだけで一律に判断をせず、場合によっては印鑑登録を可能にしようとするものである。窓口における実際の対応としては、本人と後見人の方に同席してもらった上で説明を行い、本人の状況を確認し、意思能力があると判断できれば、受け付けをする。その際は、職員において慎重かつ適切に、確認し、手続を行うよう留意したい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第69号令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び議案第70号令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2件につきましては、一括して審査をしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本2件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと、決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました、議案7件の、審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております、本7件を一括採決いたします。

本7件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本7件について、委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本7件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第25 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（細川雅子） 日程第25、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務文教委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第111条の規程により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第26 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（細川雅子） 日程第26、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

両常任委員長から、委員会の所管事務について、先進地の事例を調査研究するため、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議員派遣について

○議長（細川雅子） 日程第27、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付いたしましたとおり、派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣についてはお手元に配付いたしましたとおり、派遣することに決しま

した。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいただきました、議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに、大竹市議会定例会を閉会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

この度の定例会では、議員各位におかれましては、御提案申し上げました各案件を終始熱心に、慎重に御審議いただきまして、いずれも原案のとおり議決を賜りました。ここに厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、調査検討してよしあしを決める審議と、疑問点を口頭で問いただす質疑につきまして、日本語の難しさ、そして言葉の大切さを改めて勉強させていただきました。ありがとうございます。

議員の皆様からいただきました貴重な御意見、御要望につきましては、これをしっかりと検討させていただきまして、今後の市政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

これから年末年始を迎え、何かと多忙な時期ではございますが、議員の皆様におかれましては、どうか御健康には十分に留意されまして、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げます。

以上閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） これにて本日の会議を閉じ、第4回大竹市議会定例会を閉会いたします。

16時34分 閉会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月17日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会副議長 寺岡 公章

大竹市議会議員

大竹市議会議員